

スイスにおける離婚後の親の配慮

渡邊泰彦（京都産業大学教授）

- I. 概説
- II. 離婚に至るまでの一般的プロセス
- III. 離婚後の共同の親の配慮の沿革
- IV. 離婚後の親権制度の基本構造
- V. 離婚後の親子の人的交流
- VI. 養育費
- VII. 子連れ別居等、一方の親による子の連れ去りに関する法規制

【資料 1】離婚時に夫婦が合意すべき事項

【資料 2】民法典に定められている児童保護官庁の職務

I. 概説

1. スイス連邦について

スイス連邦は、ドイツ、フランス、イタリアに囲まれたヨーロッパの中央に位置する国家で永世中立国としても有名である。面積は、41,000 平方キロメートルで、日本の九州とほぼ同じ大きさといえる。

スイスは連邦共和制をとり、元首は大統領である。1291 年の 3 つのカントン（州）によるスイス誓約同盟から始まり、1848 年に連邦制を採択し、現在では 26 のカントンから構成される。現在でも、ドイツ語の国名表記は、Schweizerische Eidgenossenschaft であり、誓約（者）同盟の名称を維持している。

スイスは、多言語国家であり、公用語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマニッシュ語の四つとなる。ドイツ語使用者が 65% であり、首都ベルンのほか、チューリッヒやバーゼルという大都市もドイツ語圏である。フランス語は、使用者が 22% で、ジュネーブなど西部の地域がフランス語圏である。イタリア語を使用するのはカントン・テッシンなどで 8%、スイス独自の言語とされるロマニッシュ語の使用者は 1% である。

宗教は、カトリックが約 38%、プロテスタントが約 28% を占める。

2. 用語

スイス法において、日本法の親権にあたるのが親の配慮 (elterliche Sorge) である。親の配慮の他に、監護 (Obhut)、世話 (Betreuung) があり、離婚後の親の配慮においても、これら三つの概念の関係が問題となる (後記 IV)。

面会交流に対応するのは、人的交流 (persönlicher Verkehr) (後記 V) である。人的交流のうち親子の直接の面会が訪問 (Besuch) であり、その権利を訪問権 (Besuchsrecht) という。

3. 統計

(1) 人口・世帯

[表 I - 1] 人口¹

	合計	男性	女性	スイス人	外国人
1950	4,717,200	2,273,200	2,444,000	4,432,100	285,100
1955	5,033,700	2,433,100	2,600,600	4,634,000	399,700
1960	5,360,153	2,597,198	2,762,955	4,846,155	513,998
1965	5,883,788	2,867,046	3,016,742	5,046,650	837,138
1970	6,193,064	3,025,330	3,167,734	5,191,177	1,001,887
1975	6,320,978	3,079,816	3,241,162	5,288,368	1,032,610
1980	6,335,243	3,081,965	3,253,278	5,421,746	913,497
1985	6,484,834	3,160,381	3,324,453	5,524,160	960,674
1990	6,750,693	3,298,312	3,452,381	5,623,584	1,127,109
1995	7,062,354	3,448,842	3,613,512	5,698,764	1,363,590
2000	7,204,055	3,519,698	3,684,357	5,779,685	1,424,370
2005	7,459,128	3,652,502	3,806,626	5,917,216	1,541,912
2010	7,870,134	3,877,426	3,992,708	6,103,857	1,766,277
2011	7,954,662	3,922,253	4,032,409	6,138,668	1,815,994
2012	8,039,060	3,968,524	4,070,536	6,169,091	1,869,969
2013	8,139,631	4,022,091	4,117,540	6,202,184	1,937,447

¹ スイス統計局ウェブサイト

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/01/02/blank/key/bevoelkerungsstand/02.Document.141977.xls>

[表 I - 2] 世帯構成とその割合²

	世帯数 (×1,000)	割合
総数	3553.7	100%
一人暮らし	1261.7	35.5%
カップルのみ	1020.8	28.7%
カップルと子	965.2	27.2%
単親と子	198.0	5.6%
その他	107.9	3.0%

※ 世帯数については、0.2～1.8%の誤差がある（その他を除く）。

※ 「その他」の家族形態として、複数世帯、複数人で世帯を形成しない、複数人で不明がある。

[表 I - 3] 既婚者・未婚者などの割合（2013年）³

	実数（×1,000人）	割合
合計	8139.6	100%
独身	3537.8	43.5%
既婚	3527.9	43.3%
死別	407.7	5.0%
離婚者	652.6	8.0%
婚姻無効・配偶者の失踪	0.5	0.0%
同性登録パートナーシップ	12.2	0.1%
パートナーシップ解消者	0.9	0.0%

（2） 平均所得

[表 I - 4] 家族形態と平均所得（2009年から2011年）⁴

	全体	一人暮らし (65歳未満)	カップル のみ (65歳未満)	カップル と子	単親と子	カップルと 成人の子
1世帯の人数 (平均)	2.22人	1人	2人	3.81人	2.48人	3.83人
総収入（月）	9,530	7,126	11,929	11,890	6,965	14,544
可処分所得（月）	6,741	4,916	8,327	8,510	5,202	10,408
総世帯数に 対する割合	100%	20.5%	20.9%	20.4%	2.6%	7.0%

※ 所得の単位は、スイスフラン（CHF）。

※ 表に記載以外の家族形態として、65歳以上の一人暮らし、子のない65歳以上のカップルがある。

² スイス統計局ウェブサイト

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/01/04/blank/key/06.html>

³ スイス統計局ウェブサイト

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/01/02/blank/key/zivilstand.html>

⁴ スイス統計局ウェブサイト

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/01/04/blank/key/02/03.html>

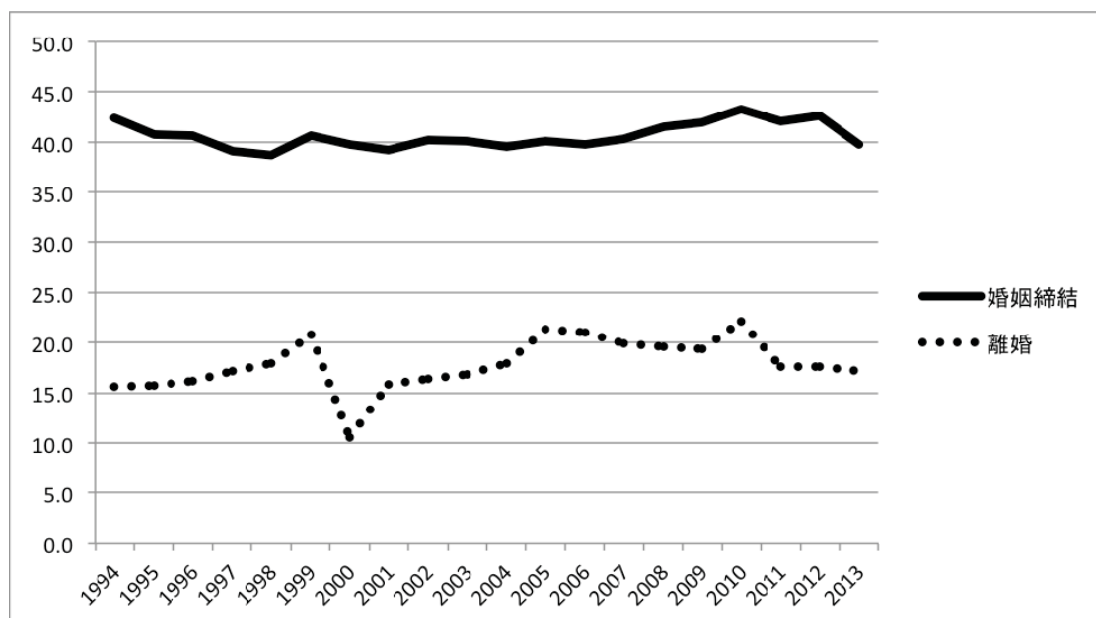
(3) 婚姻数・離婚数／率

[表 I - 5] 婚姻締結数・離婚数⁵

	婚姻数 (×1,000)	初婚の割合 (男性)	初婚の割合 (女性)	離婚数 (×1,000)	離婚率
1970	46.7	83.2%	87.1%	6.4	15.4%
1980	35.7	64.6%	66.2%	10.9	27.3%
1985	38.8	64.4%	66.7%	11.4	29.5%
1990	46.6	70.2%	75.0%	13.2	33.2%
1995	40.8	58.1%	63.6%	15.7	37.9%
1999	40.6	59.5%	65.6%	20.8	50.5%
2000	39.8	58.2%	64.0%	10.5	25.6%
2005	40.1	58.6%	63.0%	21.3	52.6%
2010	43.3	60.8%	65.5%	22.1	54.4%
2011	42.1	57.7%	62.8%	17.6	43.2%
2012	42.7	58.6%	63.7%	17.6	43.1%
2013	39.8	53.7%	58.7%	17.1	41.9%

※ 離婚率は、夫婦がその年に離婚手続を提起したならば期間の経過により離婚したであろう夫婦の平均的な割合とする。

[表 I - 6] スイス婚姻締結数・離婚数 (グラフ)



※ 縦軸は、×1,000 組

⁵ スイス統計局ウェブサイト

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/01/06/blank/data/03.html>

4. 法制度の体系

(1) 民法

(i) 民法典の体系

スイス民法典（独：Schweizerisches Zivilgesetzbuch；ZGB、仏：Code civil suisse、伊：Codice civile svizzero）は、1907年に制定され、1912年に施行された（以下では、ドイツ語表記を基本とする）。民法典は連邦法である。その成立において、主にドイツ民法典の影響を受けていたが、フランス民法典の影響もみられる。スイスは多言語国家であるため、ドイツ語、フランス語、イタリア語による法典が存在し、各国語の用語の定義を統一する必要がある。

民法典は、「導入」（Einleitung）[1条～10条]、第1編「人法」（Das Personenrecht）[11条～89条c]。第2編「家族法」（Das Familienrecht）[90条～456条]、第3編「相続法」（Das Erbrecht）[457条～640条]、第4編「物権」（Sachenrecht）[641条～977条]、最終章（Schlusstitel）「適用及び導入の規定」（Anwendungs - Einführungsbestimmungen）[1条～61条]から構成される。債権については、債務法典（Obligationenrecht）が1911年に独立した法典として制定され、1912年から施行されている。

民法典第2編家族法は、婚姻、血族、成人保護（成年後見）の3章から構成される。

配慮に関する規定は、第2章：血族、第8節：親子関係の効果、第3款：配慮の296条以下に定められている（スイス民法典の節（Abschnitt）は各編において第1章から通し番号となる）。人的交流（Persönlicher Verkehr）は、第2章第8節第1款：親と子の共同体に規定される。その他、離婚後の配慮や人的交流については、第1章：婚姻、第4節：離婚及び婚姻別離、第3款：離婚効果の133条、134条にも規定がある。なお、子の財産の管理については、日本法と異なり、親の配慮とは別に第2章第8節第4款：子の財産として独立した款が設けられている。

(ii) 家族法沿革

家族法は、1970年代からの幾度もの改正を経て、現在では他の編と比較して1912年の施行当初から最も姿を変えた領域といえる。

まず、1973年に実親との血族関係が解消する完全養子縁組が導入された。

1976年に制定、1978年に施行された親子法の大改正では、嫡出子と婚外子の区別がなくなり、婚姻していない父母は、婚姻している父母と法的に平等となった。さらに、父母の意見が一致しない場合における父の決定権が廃止された。また、婚姻していない母は親権を有することができるようになった。

1978年に制定、1980年に施行された改正では、後見法（Vormundschaftsrecht）の一部が改正された。

1988年に施行された新たな婚姻法では、夫が婚姻共同体の長（Haupt）であり、婚姻住居を定め、家族の扶養を負担しなければならないとする規定は削除され、家族法における男女の形式的平等が実現された。それにより、夫と妻が婚姻において平等なパートナーとして家族の幸福のために共同して責任を負い、婚姻共同生活を共同で形成し、それぞれの能力に応じて家族の扶養に寄与することとなった。また、法定夫婦財産制は、夫婦財産共同制（Güterverbindung）から、所得関与制（Errungenschaftsbeteiligung）に変更された。婚姻法では、2011年に外国籍の婚約者のスイス国内滞在の証明を義務づける改正がなされた。

離婚法では、2000年の大改正により、夫婦が共同申請する合意による離婚が認められる（2010年には2ヶ月の熟慮期間を廃止）とともに、合意できない場合には4年の別居による離婚という破綻主義が導入された（2004年には別居期間が2年となる）。離婚効果では、年金調整が導入された。また、親子関係についても、親権（elterliche Gewalt）に代わり、親の配慮（elterliche Sorge）という用語が導入されるとともに、父母が合意すれば離婚後の共同配慮も認められた。

2006年には同性登録パートナーシップ法（Partnerschaftsgesetz）が施行され、2013年には成年後見に関する成人保護法（Erwachsenenschutzrecht）の大改正が行われている。

（2） 手続法

私法と民事訴訟法（Zivilprozessordnung；ZPO）の領域における立法は、連邦に属する（連邦憲法122条1項）。民事事件の裁判所と判例の機関については、法律に別段の定めがない限り、カントンが管轄を有する（連邦憲法122条2項）。

（3） 憲法と家族

1874年に旧憲法が定められた後、現在のスイス連邦憲法（Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft；BV）は1999年に制定され、2000年に施行された。

家族に関して、連邦憲法14条は、「婚姻及び家族への権利は保障される」と定める。そのほか、同8条3項が、「男性と女性の同権である。法律は、男女の法的及び事実上の同権について、特に家族、職業教育及び労働において、配慮する」と定め、同13条（私的領域の保護）1項が私的生活及び家族生活などの尊重を定めている。また、同116条（家族手当及び出産保険）は、1項「連邦はその職務の履行の際に家族の需要を考慮する。連邦は、家族の保護のための措置を支援することができる」など、社会保障について定めている。

（4） ヨーロッパ人権裁判所

スイスは、EU加盟国ではないが、欧州評議会には1963年から加盟しており、ヨーロッパ人権裁判所の対象となっている。スイス連邦憲法13条1項の婚姻と家族に関する規定は

ヨーロッパ人権条約 8 条 1 項とほぼ同じ文言であり、その解釈にはヨーロッパ人権裁判所の判例が大きな影響を及ぼしている。

例えば、親の配慮の定めの際に父母の一方の不利益は私的生活と家族生活の尊重への権利（ヨーロッパ人権条約 8 条）との関連における差別禁止（同 14 条）に違反するとしたヨーロッパ人権裁判所 2009 年 12 月 3 日判決（ツァウネガー対ドイツ事件）と、2011 年 2 月 3 日判決（シュポラー対オーストリア事件）は、2014 年民法改正に導く一つの要因となった。

II. 離婚に至るまでの一般的プロセス

1. 別居

2 年間の別居は、離婚原因の一つである（民法 114 条）。別居は、夫婦がその生活共同体を故意に放棄すれば開始する。特別な要件も、裁判所の承認も必要ない（裁判所の承諾を得た別居については、後記本章 2 を参照）。多くの場合は、夫婦の一方が婚姻住居から去ることで、別居が始まる。

別居中でも、例えば、誰が子を世話するのか、子と夫婦の他方との人的交流をどのようにするのか、家財をどのように分配するのか、誰がどのようにして家族の扶養を負担するのかについては、夫婦で決めて、明らかにしなければならない。

別居について、また別居中の急を要する重要な問題について合意できない場合には、婚姻保護手続（Eheschutzverfahren）が行われる（後記本章 2）。

夫婦それぞれは、離婚事件の係属以後は、離婚手続の期間について、共同の家政を廃止することができる（民訴法 275 条）。

別居（Getrenntleben）と似た用語として婚姻別離（Ehetrennung）があるが（民法 117 条、118 条）、これは卓床離婚であり、宗教上の理由などから離婚を拒否する夫婦が、離婚と同じ要件のもとで離婚の代わりに利用するものである。

2. 婚姻保護措置

婚姻において紛争が生じ、専門家による助言又はメディエーション（後記 IV. 6.（4））でも合意できない場合には、裁判上の婚姻保護措置の手続を行うことができる（民法 172 条以下、民訴法 271 条以下）。婚姻保護措置は、別居生活の承認とその効果の定めのために利用されることが多い⁶。婚姻保護手続は、略式（summarisch）手続である。

夫婦の一方は、その人格、経済的保障、家族の幸福が共同生活によって重大な危険にさ

⁶ 夫婦の共同生活中でも、扶養支払及び代理権限の剥奪を夫婦の申し立てることができる（民法 173 条、174 条）。

らされる限りで、共同の家政を廃止する権限を有する（民法 175 条、別居の承認）。このような別居が理由づけられたときは、裁判所は、夫婦の一方の申立てにより、扶養や住居などについて定めることができる（民法 176 条 1 項）⁷。夫婦に未成年の子があるときは、裁判所は、子の監護や人的交流という親子関係の規定に従って必要な措置をとることができる（民法 176 条 3 項）。

共同生活が夫婦の一方によって理由なく拒絶されたために不可能となる場合にも、夫婦の他方は、同様の申立てをすることができる（民法 176 条 2 項）。

婚姻保護措置の手続は、夫婦の一方の住所にある地区裁判所に、文書又は口頭で申し立てる。弁護士強制ではないが、複雑な事案においては、弁護士に依頼することが勧められている。

3. 離婚手続

離婚手続は、共同の申立て（Begehren）の提出又は離婚の訴えの提起によって開始する（民訴法 274 条）。全ての離婚手続は裁判所が関与し、日本法のような届出のみによる離婚は認められない。

離婚には、後記のように、日本の協議離婚のように合意によるものとして共同の申立てによる離婚があり（民法 111 条）、さらに離婚の訴えによる場合に、2 年の別居を原因とする離婚（民法 114 条）、重大な事由による離婚（民法 115 条）がある。

2009 年の統計によると、19,321 件の離婚のうち、共同の申立てによる離婚が 16,823 件（87.1%）を占めるほか、離婚効果についてのみ合意できていない共同申立ての離婚が 989 件、別居を原因とする離婚 1,407 件、重大な理由による離婚が 102 件である⁸。離婚訴訟による離婚は、全体の 1 割にも満たない。

（1） 共同申立てによる離婚

夫婦が離婚に合意している場合には、夫婦双方が署名した離婚申立て（Ehescheidungsbegehren）を行うことができる。離婚原因を明らかにする必要はない。離婚の共同申立ては、夫婦が居住する地域の地区裁判所（Bezirkgericht）で行う（民訴法 23 条 1 項）。その共同の申立てには、離婚効果に関する当事者の合意書（Konvention）を添付する（合意すべき離婚効果として、後記【資料 1】を参照）。手続は本人が行うこともできるが、通常は

⁷ 民法 176 条は、裁判所が定める事項として次の三つを掲げている。

- ・夫婦の一方が他方に対して負っている金銭債務の額を確定する。つまり、最長で申立てから 1 年以内の将来の扶養（民法 279 条）について定める。
- ・住居と家財の利用について定める。
- ・事情により正当化される場合には、夫婦別産制を命じる。

その他に、裁判所は、夫婦の一方の財産処分権の制限（民法 178 条）、扶養義務を怠る夫婦の一方の債権者がその債務を夫婦の他方に給付すること（民法 177 条）を定めることができる。

⁸ スイス統計局 2010 年 7 月 8 日報告

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/news/medienmitteilungen.Document.132846.pdf>

弁護士に依頼しているようである⁹。

離婚申立てとともに、離婚効果全てについての合意書及び必要な証拠書類並びに子に関する共同申立てを提出する場合（民法 111 条 1 項）のほか、離婚効果の一部のみを合意して、他については裁判所の判断を求めることもできる（民法 112 条 2 項）。双方の場合において、裁判所は、当事者双方から、離婚の申立て及び合意について、個別に、そして共に意見を聴取し、合意された定めを許可することができるか否かを、複数回にわたって調べる。

争いのある点については、合意するように試みられる。場合によっては、子から意見を聴取する。

共同申立てによる離婚の要件が満たされているときは、裁判所は、離婚を言い渡し、離婚効果の合意を許可する（民訴法 288 条 1 項）。離婚効果についての合意が夫婦によって自由な意思で、かつ、熟慮して締結されており、明確、完全であり、かつ、明らかに不適切ではないときは、裁判所は、この合意を許可する（民訴法 279 条 1 項）。合意は、この裁判所の許可によって効力を生じる（同条 2 項）。企業年金の合意の許可については、別の規定がある（民訴法 280 条）。

裁判所は、離婚の決定において、離婚効果についても判断する（民訴法 283 条 1 項）¹⁰。離婚を言い渡すが、離婚効果についての争いが残るときは、離婚効果に関する手続は、二当事者対立の形での手続で継続する（民訴法 288 条 2 項 1 文）。

共同申立てによる離婚が要件を満たしていないときは、裁判所は、共同の離婚申立てを却下し、夫婦それぞれに離婚の訴えの提起のための期間を定める（民訴法 288 条 3 項 1 文）。

（2） 離婚の訴え

夫婦の一方のみが離婚を望む場合には、次の二つの要件のいずれかを満たす場合に、離婚の訴えが認められる。

まず、訴え提起の時点までに夫婦が 2 年間の別居をしていた場合である（民法 114 条）。

次に、2 年の期間の経過前であるが、離婚の訴えを提起する夫婦の一方にとって、その者の責めに帰さない重大な理由から婚姻の継続が期待不可能な場合である（民法 115 条）。

離婚の訴えは、夫婦の一方の住所地で行うことができる（民訴法 23 条、198 条 c）。裁判所の様式に必要事項を記載するだけで、請求原因を書かなくても、離婚訴訟を提起することができる（民訴法 290 条）。訴えの提起に必要な事項とは、夫婦双方の氏名と住所及び代理人の記載、離婚の請求（Rechtsbegehren）及び民法 114 条又は 115 条の離婚原因の記載、財産に関する離婚効果の請求、子に関する請求、必要な証明資料、日付と署名である（民訴法 290 条 a～f 号）。

⁹ スイス官庁ウェブサイト <https://www.ch.ch/de/scheidungsverfahren/>

¹⁰ 夫婦財産制の効果については、重大な理由があれば、独立した手続とすることができる（民訴法 283 条 2 項）。

まず、裁判所は当事者双方を手続に呼び出し、離婚原因の調査がなされる（民訴法 291 条 1 項）。離婚原因が確認されると、裁判所は、夫婦双方に離婚効果について合意するよう試みる（同条 2 項）。離婚原因が確認されない、又は合意が成立しない場合に、裁判所は、原告に対して請求原因を追加提出する期間を定める（同条 3 項）。期間が遵守されなければ、訴えは、対象を失うものとして、訴えは取り下げられる（abschreiben）。文書が提出されると、それ以後は、通常の民事訴訟（民訴法 219 条以下）となる。この段階においても、和解手続（Konventionsverhandlungen）がなされることがしばしばある。手続期間中について、当事者の権利及び義務について、仮処分（vorsorglicher Massnahmen）（民訴法 276 条）により定められることも多い。

離婚原因が存在しない場合には、訴えは却下される。裁判離婚で争う場合には、通常は、訴訟は長期化し、裁判費用と弁護士費用を合わせて 10,000 スイスフラン（日本円で約 120 万円）以上かかるとされる。

III. 離婚後の共同の親の配慮の沿革

スイスにおける離婚後の親の配慮は、三つの時期に分類することができる。まず、2000 年離婚法改正までは、父母の一方のみが離婚後の配慮（親権）を有するとされてきた。次に、2000 年に施行された離婚法改正により、父母が合意する場合にのみ離婚後も共同の親の配慮が認められることになった（後記本章 1）。そして、2014 年に施行された改正により、共同の親の配慮が離婚後も原則となり、単独の配慮は例外となっている（後記本章 5、IV. 2. (2)）。

1. 離婚法改正（2000 年施行）まで

子の関係（Kindesverhältnis）に関する 1976 年 6 月 25 日の民法改正では、婚外子の身分と相続権は嫡出子と平等とすることで、子の福祉を強化し、婚外子への差別を撤廃する方向に舵を切ったものの、共同の親の配慮は、婚姻している父母の子にのみ予定していた。父母に共同の配慮を委ねる可能性を離婚裁判所に与えるという議員提案もあったが、子の世話と人的交流の紛争を頻発させることへの危惧から否決された。

それに対して、下級審裁判所では、1988 年以降、離婚した父母による共同の親の配慮を認める判断が下されていた。しかし、連邦裁判所は、スイス法がそのような可能性を予定しておらず、立法機関のみがそれを変更できる旨を明確にしていた。

そして、離婚後の共同の親の配慮の問題は、2000 年 1 月 1 日に施行された離婚法及び親子法改正の際に再び検討された。共同配慮を導入する提案は、意見聴取手続

（Vernehmlassungsverfahren）において、多数の賛成を得たものの、離婚後の共同配慮は通常の事例とはならなかった。

離婚後の共同配慮の導入について、連邦参事会¹¹の報告書では、離婚後に当事者はもはや夫婦ではないものの、彼らの子の父と母ではあり続け、親子の法律関係は新たな状況に適合されなければならないとする。先行していたドイツの状況、スイスでの離婚の状況に関する研究から、離婚後の共同配慮を推す理由として、次のものがあげられた¹²。

第一に、父母双方とその後良好で近い関係を維持することができる子は、父母の離婚というトラウマとなる経験をより良く処理できることが学問的に裏付けられているとみられる。離婚後も父母双方が親の配慮を有しており、その共同の行使を望み、それが可能な状況にある場合には、親子のコンタクトは促進される。このことは、子が、1回目は父母の別居と別れによって、次に父母の一方との別れによって、2度も別離を経験しなければならないことを防ぐことができる限りで、子の発育を促すことができる。監護を有する父母の一方が単独での親の配慮を有することで、父母の他方を親の責任から強制的に排除することは、専門家からも否定的に評価されている。そのため、父母がそれを望み、かつ、可能な状況にある場合に、離婚後も共同で子に対する全ての責任を引き受けることができるべきである。共同の配慮は、離婚にもかかわらず関係と養育の継続性に最も良い影響を与えることができる。

第二に、大多数において夫婦が離婚に合意しているのであるから、子に関する定めを合意することを法的に排除する紛争規範が子の運命を定めることは正しくない。可能な場合には、父母双方が合意する解決をとるべきである。国家が私法上の関係からできる限り手を引いて、生活関係の形成における当事者自治を尊重すべきことの重要性も考慮される。

第三に、合意による取決めは、実務においては、自立し、権威を持って文書に定められた命令であるとされる。共同の親の配慮は長続きしないという共同配慮権に対する不安は、外国での経験を見る限り、理由づけられない。むしろ、ドイツの研究では、離婚後の共同配慮をその後に廃止した事案は少ないことが示されている。

第四に、同じく親の配慮及び監護を引き受けることができる父母が増えているので、父母の一方にのみ委ねることは偶然であって不当と思われるに違いない。このような状況のもとで、離婚の際に強制的に父又は母がその親の配慮を失うことは正しくない。この不満足な状況を共同の親の配慮で止めることができる。

しかしながら、これら四つの理由を挙げながらも、連邦参事会は、共同の親の配慮の法律上の要件に関しては、スイスの状況を考慮に入れなければならない、離婚した父母の協力

¹¹ 内閣にあたる連邦参事会 (Bundesrat) は、連邦議会で選出された7人の閣僚によって構成され、そのうち1名が連邦大統領となる。大統領は、1年任期の輪番制である。また、連邦参事会のポストは連立与党で割り振られており、社会民主党、自由民主党がそれぞれ2閣僚、国民党、キリスト教民主党、市民民主党がそれぞれ1閣僚を占めている。

¹² 民法典改正 (身分登録、婚姻締結、離婚、親子法、血族扶助義務、居所、後見及び婚姻調停) に関する報告書 (Botschaft über die Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Personenstand, Eheschliessung, Scheidung, Kindesrecht, Verwandtschaftenunterstützungspflicht, Heimstätten, Vormundschaft und Ehevermittlung) vom 15. November 1995) 128 頁以下

能力を誤って理想化することに手助けしないことが重要であるとして、草案では、次の3点から、離婚後の共同の親の配慮を原則とはしなかった¹³。

第一に、父又は母の意思に反して裁判所が命じる場合には、共同の親の配慮の意義と目的に反すると考えられる。この際に、当時の外国での立法状況も参考にされた。

第二に、親の配慮が子の福祉と合致しなければならない。父母双方に養育能力が備わっていること、つまりそれぞれが単独で配慮権を委ねられる要件を満たしていることが必要となる。さらに、共同申立てによって宣言される協力への意欲だけではなく、離婚するにもかかわらず父母が協力できることが基礎となる。父母双方の人格、現在の関係、子に関する共同での今後の計画は、申し立てられた共同の配慮が子の福祉に合致することを推察させるものでなければならない。このことは、父母が離婚前に別居時から一定の範囲で子を共同で世話していた場合には、簡単に予測できる。

第三に、父母が今後の子の世話の分担、養育費の分担について合意していることが明らかとなる合意書を裁判所に提出しなければならない。この要件は、原則として、父母双方が離婚後に子の世話に参加しなければならない、子の日常を知っていることを明確にする。父母それぞれが世話する時間は基本的に合意において定めて、後の争いや困難を予防すべきである。さらに、この要件から、通常離婚について争っている場合には、離婚後の共同配慮は問題とならないことが明らかになる。

このような理由から、2000年離婚法改正では、離婚の際に裁判所が父母の一方に親の配慮を委ね、父母の他方の人的交流請求権及び養育費分担について定めること（民法旧133条1項）が原則とされた。そして、例外的に、子の世話（*Betreuung*）の分担（*Anteile*）と養育費分担について父母が裁判所により許可可能な合意に達しているときは、裁判所は、父母双方の申立てにより、これが子の福祉に合致する限りで、父母双方に親の配慮を委ねる（民法旧133条3項）ことになった。

2. 弁護士・メディエーターへのアンケート調査

2000年の離婚法改正の直後から、改正法による実務からの報告を受けて、その結果によっては早期に再改正に向かうべきという議員からの提案がなされていた。そして、連邦司法省は、2004年7月に、160の第一審及び第二審裁判所、離婚法を専門とする1,510人の弁護士及びメディエーターにアンケートを行い、950人からの回答を得て、2005年5月に「裁判官及び弁護士並びにメディエーターへの離婚法に関するアンケートについての報告書（結論のまとめ）」¹⁴を提出した。「離婚した父母が共同配慮を維持し、裁判所が一定の

¹³ 前掲注12) 129頁以下

¹⁴ 「裁判官及び弁護士並びにメディエーターへの離婚法についてのアンケートの報告（結果の要旨）」
Bericht über die Umfrage zum Scheidungsrecht bei Richter/innen und Anwalt/innen sowie Mediatoren/Mediatorinnen (Zusammenfassung der Ergebnisse), Bundesamt für Justiz, Mai 2005,
<https://www.bj.admin.ch/dam/data/bj/aktuell/news/2005/2005-07-01/ber-scheidungsfrage-d.pdf>

要件のもとでのみ親の配慮について決定することを通常の事例とみなすという、諸外国で適用されている規定の導入を歓迎しますか？」という問いに対して、全体の36%が賛成し、56%が反対した。職業別、性別による回答の違いは見られなかったが、40代の回答者では41%が賛成（反対50%）、大都市の回答者では43%が賛成（反対50%）と、賛成が全体平均を上回っていた。さらに、メディアエーションの教育を受けている者では48%が賛成（反対46%）と平均との大きな違いが見られた（メディアエーションの教育を受けていない者では、賛成34%、反対58%と平均値に近づく）。

3. NFP52 の調査結果

2000年の離婚法改正法の施行以後も、例えば、親の配慮は事実上の世話と何らかの関わりを有していなければならないのか、あるいは子の日常を知らない者に包括的な決定権限があることが子の福祉となるのかという問題が提起されていた。

国家基金プログラム（Nationale Forschungsprogramme；NFP）は、第52番研究として、「社会変遷における幼年期、青少年期及び世代間関係（Kindheit, Jugend und Generationbeziehungen im gesellschaftlichen Wandel）」に2003年から5年間の研究費を提供し¹⁵、その一環としてチューリッヒ大学ビューラー教授（Andrea Büchler）とマリエ - マイアーホファー児童研究所（Marie Meierhofer - Institut für das Kind）のジモニ博士（Heidi Simoni）による「子と離婚 - 家族の過渡期への法実務の影響（Kinder und Scheidung：Der Einfluss der Rechtspraxis auf familiäre Übergänge）」の研究が行われた¹⁶。

この研究では、チューリッヒ、バーゼルラントシャフト、バーゼルシュタットの三つのカントンにおいて2002年から2003年に離婚した家族について、18の第一審裁判所での567件の離婚文書の分析、2,112人の離婚した父（42%）と母（58%）への文書アンケート、23家族と14人の裁判官へのインタビューが行われた。調査では離婚手続における子からの意見聴取なども対象となったが、以下では、離婚後の親の配慮に関する調査結果の概要のみを紹介する。

アンケート対象の86%の家族では、伝統的な役割分担モデル、つまり母が子を世話してパートタイムの所得活動を行うのに対して、父がフルタイムの所得活動を行うという分担が行われていた。離婚後の共同の親の配慮の場合でも、過半数がこのようなモデルとなっており、子の世話を協力して分担するという共同配慮の形をとっていたのは16%であった（調査対象全体においては5%）。

f

¹⁵ NFP52 研究「社会変遷における幼年期、青少年期及び世代間関係」において行われた全ての研究の概要については、NFP52 ウェブサイトを参照。<http://www.nfp52.ch/d.cfm>

¹⁶ 研究の要約、資料については、NFP52 ウェブサイトを参照。

http://www.nfp52.ch/d_dieprojekte.cfm?Projects.Command=details&get=33

離婚後に採られた配慮の形に対する父母の満足度では、約3分の1の父又は母が、今もう一度定めることができるなら、異なる配慮の形を選択するだろうと回答した。母が単独配慮を有しており、子の世話全てを担っている場合に、異なる形での配慮権を望む父が4分の3いるのに対して、母は10%に留まった。

離婚後の共同配慮の場合には、子を主として世話せずに訪問する父の91%が満足しており、子を住居で世話する母の3分の1がこの状況のもとで単独の親の配慮を有することを望んでいた。これに対して、平等に役割分担をして生活している父母では、双方共に高い満足度が示された。

このような結果から、次の点が明らかになった。まず、日常の仕事の分担は、共同の親の配慮の場合においても、性別によって定まっている。その配慮の形への父母の満足というのは、性別による役割（仕事）分担という社会的実態と関係している。日常的に世話を引き受ける者（主として母）の満足度は、配慮の形が日常生活と合致しているかにかかっている。それに対して、訪問する父（日常的な世話をしていない父）は親の配慮を有することを重要であると高く評価しているが、これは日常生活に依るものではない¹⁷。

そして、研究チームでは、親子間の感情的結びつきに応じつつ、配慮権者の決定権限と現実の生活との緊張関係という生活における世話と関係の現実を考慮に入れて次のような配慮権のモデルを提案した¹⁸。

- 1 親の配慮は、法律により、一離婚後も一父母双方に帰属すべきであり、子の保護の考慮からのみ剥奪することができる。
- 2 配慮権に関わる決定権限は、子の現実の生活に合うものでなければならない。
- 3 父母は、世話の分担と子のための経済的出費について合意しなければならない。
- 4 子の福祉の調査、子からの意見聴取は、放棄されてはならない。

4. 離婚後の配慮権者の統計¹⁹

2000年から、離婚後も共同で配慮を有する父母は増加し、その割合は、2010年において、半数に近づいた（参照：後記本節[表 III - 1]、[表 III - 2]）。ベルン市では、2010年から共同配慮の数が急激に増加し、単独配慮が減少している（もっとも、不明も増えている）（参照：後記本節[表 III - 3]）。

単独配慮の事案、つまり父母が合意できなかった事案では、子を婚姻中から主として世話していた父母の一方を優先するという判例の考えから、裁判所は、伝統的な夫婦の役割

¹⁷ Buechler / Simoni, Kindeswohl und Kinderrecht in der Scheidungspraxis, Soziale Sicherheit CHSS 5 / 2006, S. 262.

http://www.nfp52.ch/d_dieprojekte.cfm?Projects.Command=download&file=10_11_2006_08_57_35-NFP52_BuechlerSimoni_Artikel0506.pdf&name=NFP52_BuechlerSimoni_Artikel0506.pdf

¹⁸ http://www.nfp52.ch/d_dieprojekte.cfm?Projects.Command=details&get=33

¹⁹ スイス統計局ウェブサイト

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/01/06/blank/data/03.html>

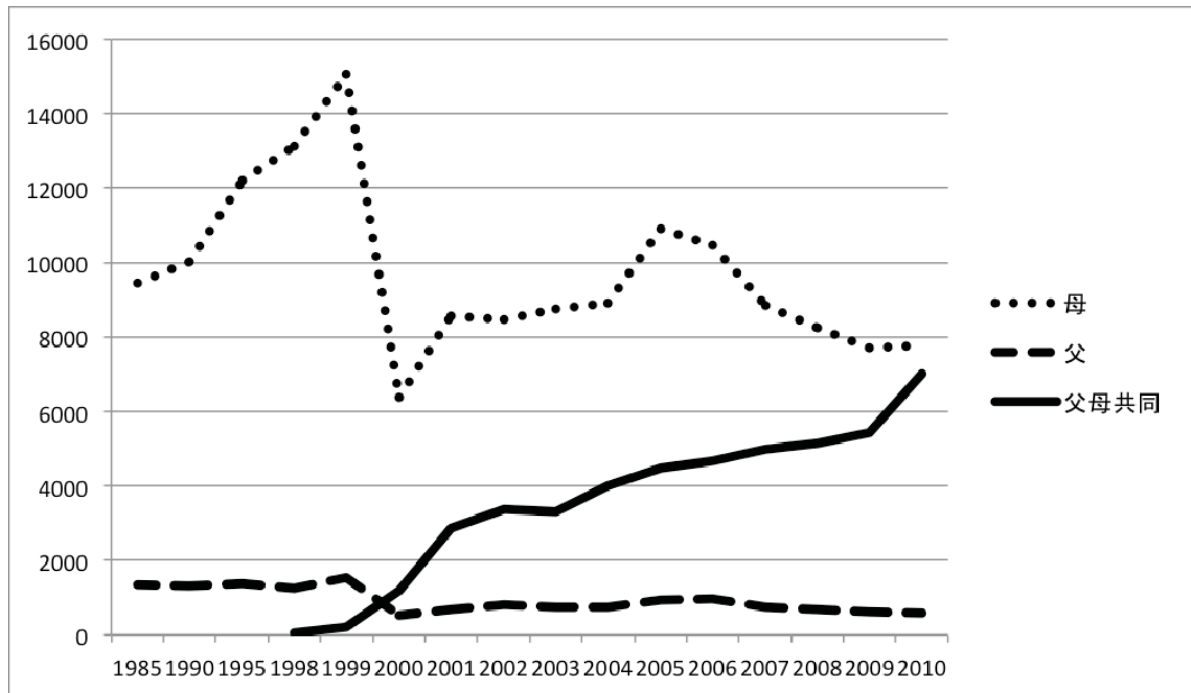
分担に応じて、母に単独の配慮を委ねてきた。そのため、父母を平等に扱っている法律の文言にかかわらず、実際には、単独の配慮の90%以上で、母に配慮が委ねられていた（参照：表 III - 1、3）。

[表 III - 1] スイス連邦全体における離婚数と配慮権者

年	離婚総数	未成年子のいる夫婦の離婚	離婚により配慮権が問題となる子の数	配慮権者					
				母	父	第三者	母 (制限付)	父 (制限付)	父母 共同
1985	11,416	6,679	11,004	9,442	1,356	67	65	74	
1990	13,184	6,850	11,396	10,010	1,326	50	10	0	
1995	15,703	7,928	13,633	12,195	1,390	39	7	2	
1998	17,868	8,533	14,476	13,127	1,255	28	9	3	54
1999	20,809	9,939	16,880	15,067	1,534	37	14	5	223
2000	10,511	4,813	8,117	6,373	523	22	7	3	1,189
2001	15,778	7,233	12,167	8,569	682	29	21	5	2,861
2002	16,363	7,533	12,716	8,463	826	30	14	4	3,379
2003	16,799	7,678	12,840	8,744	734	22	21	0	3,319
2004	17,949	8,201	13,690	8,926	738	13	14	1	3,998
2005	21,332	9,957	16,369	10,898	935	22	23	4	4,487
2006	20,981	9,828	16,154	10,450	966	32	26	2	4,678
2007	19,882	8,960	14,651	8,846	745	18	36	25	4,981
2008	19,613	8,790	14,141	8,254	672	19	21	38	5,137
2009	19,321	8,513	13,789	7,707	616	34	0	0	5,432
2010	22,081	9,596	15,374	7,776	580	16	0	0	7,002
2011	17,566	7,895							
2012	17,550	7,880							
2013	17,119	7,650							

※ 父母の共同配慮は、1998年から統計に入る。2010年以降は、配慮権者についてのデータがないため、離婚数のみを記載。

[表 III - 2] スイス連邦全体における離婚後の配慮の推移



[表 III - 3] ベルン市における離婚後の配慮²⁰

	父母	母	父	第三者	不明
1993	-	731	68	2	24
1994	-	704	47	6	6
1995	-	743	78	2	12
1996	-	806	84	1	42
1997	-	681	73	4	36
1998	-	771	85	-	24
1999	-	745	49	1	6
2000	79	457	46	-	-
2001	108	368	24	9	36
2002	146	508	41	-	18
2003	104	515	42	-	3
2004	135	406	33	-	68
2005	248	493	32	-	50
2006	329	279	18	-	1
2007	284	282	15	-	1
2008	290	303	11	-	-
2009	268	313	28	-	3
2010	404	257	12	-	2
2011	402	51	6	-	101
2012	430	24	-	-	99

²⁰ https://www.stadt-zuerich.ch/content/dam/stzh/prd/Deutsch/Statistik/Weitere_Dokumente/Bevoelkerung/heirat-scheidung/Verteilung-des-Sorgerechts_seit-1993.xlsx

他面において、父母が共同で配慮を有しないのは、離婚後の事案に限らない。民法旧 297 条 1 項は「婚姻継続中、父母は、親の配慮を共同で行使する」と定め、民法旧 298 条 1 項は「父母が婚姻していないときは、親の配慮は、母に帰属する」と定めており、婚姻していない父母に共同配慮が認められないのが原則であった。子の世話への参加及び養育費の分担について許可可能な合意に父母が達しているときは、父母の共同の申立てにより、子の福祉に合致する限りで、児童保護官庁が父母双方に親の配慮を委ねていた（民法旧 298 条 a 第 1 項）。ここでも、父が共同の配慮を有するかは、母が合意するか否かにかかっていた。

親の配慮に関する民法典の改正（後記本章 5）にあたり、次のような問題点が指摘されていた²¹。

親の配慮は、子の世話をし（sorgen）、教育（erziehen）しなければならないことである。親の配慮が、親の義務よりも、配慮権というように親の権利とみられることが多く、その面から語られることで誤解が生じている。国家が原則として子の教育と世話を介入しないという点に限って、親の配慮の権利性について語るができる。親の配慮とは、父と母が子に対して同じく責任を負うことである。

さらに、父母の一方に親の配慮を認めないということは、この父母の一方がもはや子の世話（Betreuung）と教育にかかわりを持たないことを意味する。それにより、子は、父母の一方を失うことになる。父母の一方が子を世話や教育をすることができず、共同の親の配慮が認められないということは、子の利益においてそれが求められる場合にのみ許されるものである。このような視点は、従来のスイス法も、婚姻している父母について考慮に入れてきた。しかし、離婚した父母、互いに婚姻していない父母において、共同の配慮が継続するのか、開始するののかについて、子の利益によって決定されるのではなかった。それどころか、単独で配慮を有する父母の一方が、子の福祉を無視しているにもかかわらず、自らの利己的な願望の容易な実現に役立てることで、子の福祉への指示を濫用していることも指摘されていた。

5. 2014 年民法典改正

離婚後に共同の親の配慮を原則とするとともに、婚姻していない父母による共同の親の配慮についても新たに定める配慮法に関する民法改正は、次のような過程を経て、2014 年 7 月 1 日から施行された。

²¹ スイス民法典改正（配慮法）のための 2011 年 11 月 16 日報告書（Botschaft vom 16. November 2011 zu einer Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Elterliche Sorge)）（連邦官報（Bundesblatt ; BBl）2011 9077），<http://www.admin.ch/ch/d/ff/2011/9077.pdf>，9087 頁

(1) 試案 (Vorentwurf)

2004年から2005年にかけて、離婚後の共同配慮の実情についての調査を求め、適切な改正草案を提出することを連邦参事会に委託する発議が国民議会 (Nationalrat) と全州議会 (Ständerat) ²² でなされた。連邦参事会では、連邦司法警察省が民法改正のための試案 (Vorentwurf) を作成し²³、2009年1月28日に2009年4月30日までの意見聴取手続に送った。

試案では、父母が婚姻しているか否かという民事身分に関係なく、法律上は共同の親の配慮を原則とすることを提案した。子の福祉が他の解決を求める場合にのみ、裁判所が父母の一方に親の配慮を単独で委ねるとした。また、民法改正とともに、刑法220条2項において、父母の他方の訪問権を妨害した場合に罰する規定を提案した。

(2) 意見聴取手続

2009年1月28日から4月30日までの意見聴取手続²⁴では、全26のカントン、8つの政党、37の団体が回答した (その他に意見聴取手続には招かれていない28団体からも意見が出された) ²⁵。

離婚後の父母の共同配慮、婚姻していない父母の共同配慮という原則に、19のカントン、7つの政党、23の団体が支持を表明した。賛成理由として、父母が同じ権利と義務を有すべきこと、子の福祉がより考慮できること、社会の変化・学説を考慮に入れていること、ヨーロッパ諸国の多くの立法に適合することが挙げられた。さらに、共同の配慮が親の責任への注意を父母に喚起し、父母の取決めによらない離婚後の共同配慮によって父母間の紛争を回避できること、国際条約をもとに外国への子の連れ去りを制限されることを挙げる。

これに対して、7つのカントン、1つの政党、17の団体が試案に対して反対の立場を表明した。父母の合意による離婚後の共同配慮を認めており改正が不必要であることが、反対の立場の論拠の一つとなっていた。この立場では、共同配慮は、父が実際にその子の教育に責任を持って参加している場合にのみ納得できるものであること、共同の配慮により父母の衝突が少なくなるのは幻想であり、むしろ多くの問題が生じるおそれがあること、

²² 連邦議会は、国民議会 (Nationalrat) と全州議会 (Ständerat) による二院制となっている。国民議会は国民の代表として200人の議員から構成される。全州議会は、カントンから原則2人 (準州は1名) の代表により46人の議員から構成される。議会ではドイツ語とフランス語が使用され、議事録も発言した議員が使用する言語により記載される。

²³ 邦訳として、松倉耕作「共同配慮権とスイスの改正草案 - 2009年1月28日付け改正第一次草案について」名城ロースクールレビュー14号133頁以下 (2009) がある。

²⁴ カントン、両院合同会議 (Bundesversammlung) に議席を有する政党、地方公共団体の組合連合、経済界の組合連合、個別に利益を有する団体が参加して、試案に対して意見を述べる意見聴取手続に送られる。意見聴取手続は、連邦参事会によって命じられ、実際には所轄の部局が手続を行う。招かれていない者も個別に提案をすることができる。

²⁵ 要約版として、Bundesamt für Justiz, Revision des Zivilgesetzbuches (Elterliche Sorge) und des Strafgesetzbuches (Art. 220) Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrens, 2009, <https://www.bj.admin.ch/dam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/elterlichesorge/ve-ber-d.pdf>

共同の配慮について父母が合意しているか否かでは原則的に違いがあることを挙げる。

離婚後にも原則として共同配慮が継続することに反対する立場は、その当時の規定を維持する内容で、次のような意見と提案を述べていた。

専門家の支援のもとで作成された世話と扶養に関する父母の取決めを裁判所が許可する場合に、離婚後の共同配慮が認められるとする。父母が共同で申し立てた場合であっても、裁判所はこの申立てに拘束されず、異なる決定を行うことができる。父母が合意できないときは、裁判所が、共同配慮又は父母の一方の配慮若しくは監護権について決定する。

親の配慮を父母双方が共同で有するが、監護権は父母の一方にのみ委ねられる場合に、他方には養育費の義務が残る。共同の配慮及び監護の際には父母が子の世話と養育費に関する合意を提出しなければならないことを提案した。

さらに、父母が最低1年間の別居をしていた場合に法律により共同配慮を認める提案、協力への父母の能力を裁判所が確信した場合に認める提案のほか、配慮は主として子を世話する父母の一方に委ねられるが父母が異なる解決を予定することができるとする提案がされた。

これらとは別に、反対意見には子の福祉をより考慮した提案を求める立場もあり、試案では不十分であることが述べられた。

その他にも、聴取された意見からは、提案として、民法典の改正を配慮の問題に限定せずに、子と関係する離婚による経済的効果を含めた子の福祉全般について、例えば経済状態の悪い家族への補充給付、最低限度の生活を保障する年金、扶養給付、社会扶助にも提案は踏み込むべきであったという個別意見も出された。

手続については、義務的な調停、カントンが家庭裁判所を導入する義務を求める意見があった。

(3) 草案から施行まで

2009年12月16日、連邦参事会は意見聴取の結果の報告を受け、連邦司法・警察省に報告書(Botschaft)の作成を委託した。

2011年1月12日に、連邦司法・警察省大臣が連邦参事会に、共同配慮と扶養法上の問題について法案を新たに規定することを報告した。連邦参事会は、同年11月16日に、共同の親の配慮についての報告書²⁶を提出した。

2012年9月25日には、この法案について先議する国民議会(Nationalrat)での審議が始められた。その後、全州議会(Ständerat)での審議も行われ、2013年6月21日に国民議会は賛成160、反対13で²⁷、全州議会は賛成41、棄権4で可決した²⁸。

²⁶ Botschaft・前掲注21)の邦訳として、松倉耕作「共同配慮権とスイス政府草案—2011年11月17日付け連邦評議会草案について—」名城ロースクールレビュー24号109頁以下(2012)がある。

²⁷ スイス議会ウェブサイト

http://www.parlament.ch/ab/frameset/d/n/4909/411110/d_n_4909_411110_411370.htm

²⁸ スイス議会ウェブサイト

2013年10月10日にレファランダム期間(Referendumfrist)が経過し、任意レファランダムは行われなかった²⁹。2013年11月29日に、連邦参事会は、スイス民法典(配慮法)(Schweizerisches Zivilgesetzbuch (Elterliche Sorge))³⁰を2014年7月1日に施行することを決定した(老齢及び遺族年金政令の養育勘定(後記IV.5)については2015年1月1日に施行)。

IV. 離婚後の親権制度の基本構造

スイス法には、親の配慮(elterliche Sorge)、監護(Obhut)、世話(Betreuung)の三つの概念があり、親権制度を理解するにあたっては相互の関係が問題となる。

1. 配慮権の定義

(1) 旧法における配慮と監護

2000年1月1日の離婚法改正により、親権(elterliche Gewalt)に代えて、親の配慮(elterliche Sorge)という用語が使用されている。

2014年改正法以後、配慮の内容は、原則として同じである(後記本章1.(2)(i))。しかし、監護(Obhut, droit de garde)については大きく異なる。旧法では、監護に、子の居所と委託方法を定める権限、日常の世話・養育・教育に関する権利の双方が含まれていた。そのうち、前者の居所指定・委託方法の定めを「法的監護」、後者の日常生活の世話に関する権利と義務の行使を「事実上の監護」と区別する解釈が通説であった。

連邦最高裁判所(Bundesgericht)の判例(BGE(連邦裁判所判例集(Entscheidungen des Schweizerischen Bundesgerichts)128巻3号9頁)では、民法310条1項による保護措置として後見官庁(Vormundschaftsbehörde)(現行法では児童成人保護官庁の管轄)が子を里親に委託した事案が問題となった。配慮を有するが監護を剥奪された父母について、子の居所と委託を定める監護「権」は後見官庁に移譲されており、事実上の監護を有する里親は監護「権」にはかかわらないとした。

配慮権者から、監護のみを剥奪することができ、その監護は、法的監護=監護権と事実上の監護に区別され、異なる当事者が有することができたといえる。

http://www.parlament.ch/ab/frameset/d/s/4909/411121/d_s_4909_411121_411132.htm

²⁹ 連邦法は、公布から100日以内に50,000人の署名又は8つのカントンの賛成があれば、任意レファランダムにかけられる(連邦憲法141条)。任意レファランダムが行われなかった場合、レファランダムの国民投票で賛成多数を得た場合には、施行日を記載して、法令全書(amtliche Sammlung)にて公刊される。

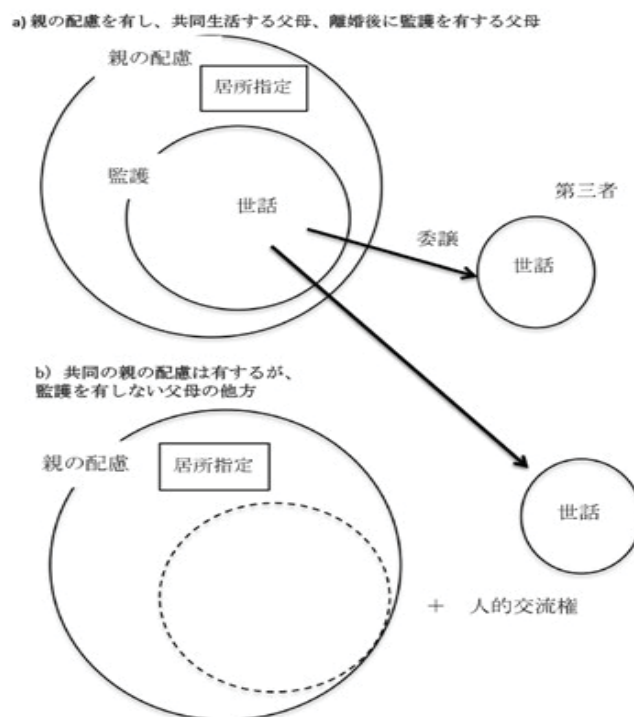
³⁰ Amtliche Sammlung des Bundesrechts 2014 357.

改正法全体については、松倉耕作「共同配慮権とスイス新法 - 2014年7月1日付け改正法について」名城ロースクールレビュー31号141頁以下(2014)を参照。

また、複数言語による民法典が存在するスイス独自の事情も、監護と配慮の関係に問題を生じさせていた。ハーグ条約5条a号は、「『監護の権利』には、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含む。」と定める。監護の権利は、英語では“rights of custody”であり、フランス語では“droit de garde”、ドイツ語では“Sorgerecht”と表記される。スイス法において、ハーグ条約における「監護の権利」に対応するのは、ドイツ語では「配慮」(Sorge)である。しかし、フランス語訳のハーグ条約では「監護の権利“droit de garde”」の保持者の了承なく子が外国に連れ去られた場合にのみ適用される。そのため、父母が共同で親の配慮(l' autorité parentale)を有する場合でも、スイス民法典において居所指定を含む監護権“droit de garde”を有する父母の一方は、他方の同意なく子を連れて外国に転居することができ、国際的な子の奪取を理由とする子の返還手続の対象とならなかった。

(2) 2014年改正後の配慮・監護・世話

スイスでは、親の配慮(elterliche Sorge)と並んで、監護(Obhut)及び世話(Betreuung)という概念が使われる。これらの概念の関係は、入れ子構造をイメージするのが簡単であると思われる。つまり、親の配慮の中に監護が、監護の中に世話が入っており、配慮から監護を取り出すこと、監護から世話を取り出すことができるというイメージである。



(i) 配慮

配慮は、養育(Pflege)及び教育(Erziehung)についての権利と義務(民法301条1項)、居所指定権(民法301条a)、名付けの権利と義務(民法301条4項)、法定代理権(民法304条1項)並びに子の財産の管理(民法308条1項)についての権利と義務を含む。権

利を有する者がそれを行行使する義務を負うことから、義務権 (Pflichtrecht) とされる。

父母は、子の福祉を顧慮して養育及び教育を行い、自らの行為する能力の条件の下で必要な決定を行う (民法 301 条 1 項)。

ここでの養育とは、親の配慮を有する父母が子の衣食住、医者での治療を含めた看病、身上の世話を与える義務を意味する。父母が経済的理由からこれを行えない状況にあるときは、子の利益において、社会保障を請求する義務を負う³¹。

父母は、その状態に応じて子を教育しなければならない、子の身体的、精神的及び心理的発育を促し、保護しなければならない (民法 302 条 1 項)。父母は、子に、とりわけ身体的又は精神的な障がいをもつ子にも、その能力と施行に可能な限り相応した一般教育及び職業訓練を得させなければならない (同条 2 項)。この目的のためには、適切な方法で、学校と、事情により必要であれば公的又は公益の青少年補助団体 (Jugendhilfe) と協力するものとする (同条 3 項)。

養育及び教育の義務は、共同で親の配慮を有する父母が共同生活している場合には、父母双方が行うことになる。しかし、離婚後は、日常的な部分については、監護又は世話として扱われる。例えば、離婚後に共同で親の配慮を有する父母の一方が監護を有しており、他方は監護を有しない (しかし親の配慮は有する) ということがある。

子は父母に従う責務を負い、父母は子の成熟に応じた生活様式を保障し、重要な事務において可能な限りで子の考えを考慮する (民法 301 条 2 項)。子が親に従う義務 (Gehorsamspflicht) といえども、親の教育任務の構成部分である。子の年齢から適切な、及び社会的に適切な教育措置 (例えば、小遣いや外出を禁止すること) を親が行うことに子が従う。そのため、体罰や常に罵倒するという精神及び身体を損なうような懲罰は、教育の任務に含まれず、子の福祉に反するものであって許されない³²。

居所指定権は、2014 年改正によって、親の配慮に含まれることが明確にされた (民法 301 条 a 第 1 項)。これにより、離婚後に父母が共同の配慮を有する場合に、監護を有しない父母の一方も居所指定権を有する (居所指定権については後記本章 3. (4)、VII を参照)。

(ii) 監護

2014 年改正では、法的監護 (rechtliche Obhut, droit de garde) を居所指定 (Bestimmung des Aufenthaltsortes, Détermination du lieu de residence) (民法 301 条 a、後記本章 3. (4)、VII) として、監護から分離した。そして、(子の) 監護 (Obhut, garde de l'enfant) は、事実上の監護 (faktische Obhut, garde de fait) のみを意味する。法的監護の概念を廃止するのに対して、事実上の監護のみを監護として、世話とは異なる概念として維持している。

まず、監護とは未成年の子が住居共同体において生活することを意味し、子と生活して

³¹ Thomas Sutter - Somm / Felix Kobel, Familienrecht, Schulthess 2009, Rz. 986.

³² Sutter - Somm / Kobel・前掲注 31) Rz. 988.

いる父母が監護を有する。父母が婚姻中で共同生活をしている場合には、共同で配慮を有する父母双方が監護も有している。離婚後には、単独監護の際には父母の一方のもとで、又は交替監護（交替居所）の際には双方の住居共同体において、子が生活している。親の配慮に服する子の住所は、父母が共同の住所を有していない場合には、子を監護する親の住所となる（民法 25 条 1 項）。さらに、カントンによる養育給付の前払い（Alimentenbevorschussung）も、監護の帰属についての決定を要件としている場合には、監護を有する者が決まっていれば容易となる³³。

次に、監護は、衣食・養育・教育という身体的、精神的、心理的に子が均整のとれた発育をするために必要なものを日常的に与えることを意味する。

監護を有していない父母の他方は、共同の配慮の場合であっても子との人的交流の請求権を有し（民法 273 条）、子の扶養を金銭支払いにより負担する（民法 276 条 2 項）。

(iii) 世話

世話の概念は、住居共同体において子と生活する者に限らず、監護よりも広い範囲を含む。監護を有する父母の一方は、子の世話を、託児所や保育ママ（Tagesmutter）という第三者、あるいは祖父母などに委ねることができる。このような世話の委譲は、子の居所を変更するものでない限り、複数日に及ぶことができる。もっとも、寄宿舎付きの学校への入学を単独で決定する権限までは含まれない。

監護を有しない父母の他方は、人的交流として子がそのもとに訪れている場合（民法 273 条）に、子の世話を行う。

2. 基本原則

(1) 旧法における共同配慮

(i) 婚姻中

婚姻している父母には、親の配慮が共同で帰属し（民法旧 297 条 1 項）、父母が子に関する全ての判断を共同で行う。共同の家政が廃止され、別居するときに、裁判所が父母の一方に親の配慮を単独で委ねることができた（民法旧 297 条 2 項）。

(ii) 離婚後

離婚の際に、裁判所は、父母の一方に親の配慮を委ね、父母の他方の人的交流請求権及び養育費分担について定める（民法旧 133 条 1 項）ことが原則とされた。離婚後に単独で

³³ スイス連邦司法・警察省 (EJPD) 「2011 年 11 月 16 日連邦参事会草案による『監護』、『世話』及び『居所』の概念」(Die Begriffe «Obhut», «Betreuung» und «Aufenthaltsort» gemäss Entwurf des Bundesrates vom 16. November 2011)
http://www.kokes.ch/assets/pdf/de/dokumentationen/geS_Bericht_BJ_RK-N__Obhut__Betreuung__Aufenthaltsort___Juni_2012_.pdf

配慮を有する父母の一方が単独で（法的及び事実上の）監護も有し、監護を有しない他方は人的交流の権利、訪問権を有した。

これに対して、子の世話（Betreuung）の分担（Anteile）と養育費分担について父母が裁判所により許可可能な合意に達しているときは、裁判所は、父母双方の申立てにより、これが子の福祉に合致する限りで、父母双方に親の配慮を委ねた（民法旧 133 条 3 項）。この場合には、世話の分担についての合意を求めることで、離婚後も共同で配慮を有する父母が共に子の世話を行うことを想定していた。そのため、離婚後の共同配慮の際に監護と人的交流について定める義務を規定していなかった。

これは、共同配慮を選択した父母双方が子の世話を分担し、子の日常について知っているという理解を基礎においていた。しかし、前記 III. 3 の調査結果でも明らかになっていったように、現実には、離婚後に親の配慮を父母が共同で行使する場合も子の世話を父母双方が分担して行うという事案は少なかった。

（２） 現行法の共同配慮

旧法が「子は、未成年である限り、親の配慮に服する」（民法旧 296 条 1 項）と定めていたのに対して、現行法は、「子は、未成年である限り、父及び母の共同の配慮に服する」と定める（民法 296 条 2 項）。また、「親の配慮は、子の福祉に役立つ」と定め（民法 296 条 1 項）、親の配慮に関して考える際に、その中心には子の福祉があることを示している。

これらの規定は、父母が婚姻している、離婚している、婚姻していない場合であっても、共同配慮が、子の福祉に最も合致するという考えに基づいている。そのため、離婚は、父母の共同配慮に、原則として、影響を与えない³⁴。現行法では、婚姻中と同様に、離婚後も、父母の共同の配慮を原則とし、例外的に単独配慮を認めるというように、旧法とは原則と例外が入れ替わっている。

例外的なものとして位置づけられる単独配慮は、他の形での子の保護措置では成果を得られない、又はそれでは最初から不十分である場合（民法 311 条）、父母の一方が配慮を辞任する等の場合に（民法 312 条）、児童保護官庁が父母の一方から親の配慮を剥奪することで認められる。子の福祉をより保障することができる場合にのみ、単独の親の配慮が認められる。単独の親の配慮を求める父母の一方は、その立証責任を負う³⁵。父母の一方が死亡した場合には、生存する父母の他方が単独で親の配慮を有する（民法 297 条 1 項）。

³⁴ Botschaft・前掲注 21) 9101 頁

³⁵ Botschaft・前掲注 21) 9102 頁

[表 IV - 1] 離婚後の親の配慮：原則と例外³⁶

	2000年1月1日まで	2000年1月1日から 2014年6月30日まで	2014年7月1日から
原則	・ 単独の親の配慮＋ 単独の父母の一方の 単独の監護	・ 単独の親の配慮＋ 父母の一方の単独の監護	・ 共同の親の配慮＋ 父母の一方の単独の監護 ・ 共同の親の配慮＋ 交替監護 ³⁷
例外	・ なし	・ 共同の親の配慮＋ 父母の一方の単独の監護 ・ 共同の親の配慮＋交替監護	・ 単独の親の配慮＋ 父母の一方の単独の監護

3. 実体法上の規定

(1) 民法 133 条 1 項

父母の離婚の際に、裁判所は、次の四つの事項を含む親の権利及び義務について、親子関係の効果に関する規定に従って定める（133 条 1 項）。

- 1) 親の配慮
- 2) 監護
- 3) 人的交流又は世話の分担
- 4) 養育費の分担

まず、親の配慮について、離婚後も共同の親の配慮が原則となる。もともと、裁判所は、父母の離婚の際に、共同の親の配慮の要件が存在するかを確認しなければならない。子の利益の保障のために必要となる場合には、父母の一方に単独の親の配慮を委譲する（民法 298 条 1 項）。

監護についても、共同の親の配慮が原則となる現行法では、子の監護を父母の一方が行う事案（事案 1）と、父母が交替又は分担して監護する事案（事案 2）に分類される（後記本項[表 IV - 2]参照）。旧法の原則であった単独配慮と単独監護は、例外的に認められる（事案 3）。

共同配慮であれ、単独配慮であれ、父母の一方が単独監護者となる場合には、事実上の監護を行わない父母の他方は、子との人的交流の権利を有する。これに対して、旧法と同様に、離婚後の共同配慮において父母が交替して監護する事案では、人的交流ではなく、世話の分担について定める。そのことから、133 条 1 項 3 号は、人的交流と世話分担を選

³⁶ スイス司法庁（Budenamt für Justiz）ウェブサイト

<https://www.bj.admin.ch/dam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/elterlichesorge/tabelle-d.pdf>

³⁷ 交替監護（alternierende Obhut）は、分割監護（geteilte Obhut）とも呼ばれる。

択的なものとして掲げている。

[表 IV - 2] 民法 133 条に定める事項の組合せ³⁸

事案 1	事案 2	事案 3
1 共同の親の配慮 2 父母の一方の単独の監護 3 人的交流 4 養育費の分担	1 共同の親の配慮 2 父母双方の交替監護 3 世話分担 4 養育費の分担	1 単独の親の配慮 2 父母の一方の単独の監護 3 人的交流 4 養育費の分担

(2) 事情変更

事情変更を理由とする親の配慮の等の変更の手続は、旧法と同様である。本質的な事情の変更を理由に子の福祉のために求められる場合には、父母の一方、子、又は児童保護官庁の申立てにより、親の配慮の帰属について、新たに定められる（民法 134 条 1 項）。

父母が合意している場合には、親の配慮及び監護の新たな定め、扶養契約の許可について、児童保護官庁が管轄を有する（民法 134 条 3 項 1 文）。

父母が合意できない場合には、離婚判決について管轄を有する裁判所が決定する（民法 134 条 3 項 2 文）。裁判所は、親の配慮、監護又は養育費分担について決定するとき、必要な場合には、人的交流又は世話の分担について新たに定める（民法 134 条 4 項 1 文）。その他の場合には、人的交流又は世話の分担について、児童保護官庁が定める（民法 134 条 4 項 2 文）。草案段階では民訴法の改正を伴う扶養分担の変更を除いて児童保護官庁に決定の管轄を委ねる規定（草案 134 条 2 項）となっていたが、議会での審議の末、民法旧 134 条 2 項に世話の分担という文言が加えられた点以外は変更されずに現行法の規定として引き継がれている。

(3) 決定権限の分配

第三者に対する外部関係において、共同の親の配慮を有する父母は、その帰属する配慮の範囲において子を代理する法定代理権を有する（民法 304 条 1 項）。善意の第三者は、共同で親の配慮を有する父母の一方が他方と了解して行為していることを前提とすることが許される（民法 304 条 2 項）。また、家族構成員（Hausgenosse）である未成年の子が損害を惹起したときは、父母は「家長（Familienhaupt）」（民法 333 条 1 項）として連帯して責任を負う。

父母間の内部関係において、共同の親の配慮とは、「父母が子に関する全てを原則として共同で定めることを意味する。その際に、父母の一方が、どのような種類であれ優先する

³⁸ スイス司法庁ウェブサイト

<https://www.bj.admin.ch/dam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/elterlichesorge/tabelle-d.pdf>

ことはなく、決定票を有しているのでもない。」と説明される³⁹。

共同生活していない父母の間でその取決めが困難となる場合であっても、共同の親の配慮は、機能し続けなければならない⁴⁰。他面において、別居している父母の一方のみが子の世話と教育を実際に行う場合に、父母の他方が共同の親の配慮を濫用することへの危惧もあった⁴¹。

そこで、2014年改正では、子を実際に世話する父母の一方が単独で決定する場面に関する規定が設けられた（民法301条1項bis）。子が監護を有する母のもとで主として世話を受けており、週末には父のもとで過ごすという場合には、この週末についても母が日常生活の事務全てを決定することには意味がないからである。また、緊急の事務について、その事情を直接には知らない父母の他方よりも、世話をしている父母の一方が決定できる方が適切である。

子を世話する父母の一方が単独で決定できる事務として、事務が日常的又は緊急である場合（民法301条1項bis第1号、後記本項（i））、父母の他方に理性的な費用では到達できない場合（同2号、後記本項（ii））を定めている。

民法301条1項bisは内部関係のみを定めるものである。第三者との関係において、善意の第三者は、この場合にも父母の一方が他方と了解して行為していることを前提とすることが許される（民法304条2項）。

（i） 日常的事務、緊急の事務

日常的な性格を有する範囲の定義は、実務に委ねられている⁴²。それでも、衣食に関すること、自由時間の過ごし方のうち何が日常的事務又は緊急の事務であるのかの判断は、父母の一方が主観的に重要と考えるのかではなく、客観的基準によることが草案では示されている⁴³。

さらに、連邦参事会員ソマルガ司法警察大臣が次のような例を挙げて議会での審議において説明している⁴⁴。緊急性として、救急の入院治療は含まれる。しかし、計画が長期にわたる顎の治療や歯科治療も、数年にわたり影響を及ぼし、相当な費用がかかる歯列矯正も緊急ではない。日常的ではない事務として転校や改宗、医的侵襲、その他に例えば高度の能力を要する競技スポーツのように子の生活に深刻な影響を与えるものがある。これら

³⁹ Botschaft・前掲注21) 9106頁

⁴⁰ Bundesamt für Justiz（司法省）、Inkraftsetzung Revision elterliche Sorge, 2014, <https://www.bj.admin.ch/dam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/elterlichesorge/ber-bj-d.pdf>, S. 12.

⁴¹ Botschaft・前掲注21) 9106頁。立法段階での法務委員会では、監護権者である、又は主として子を世話する父母の一方に決定権限を委ねることも議論されたが、採用されなかった。また、主として子を世話する父母の一方が単独で決定し、他方がこれに同意を与える一定の重要な事務を列挙するという、学説からの提案も採用されなかった。

⁴² Botschaft・前掲注21) 9106頁

⁴³ Botschaft・前掲注21) 9107頁。ベジタリアンである父母の一方は、父母の他方のもとで子が肉を食べることを甘受しなければならないという例が挙げられている。

⁴⁴ Bundesamt für Justiz（連邦司法庁）、Inkraftsetzung Revision elterliche Sorge, S. 13.

の決定は、父母が共同で行わなければならない。

例えば、母が父の同意なしに子を全日制託児所に2、3日預けることができるかというように、第三者に世話を委ねる決定を単独でできるかについても、ソマルガ司法大臣は次のように答えている。母が職業活動の開始するために、子を新たに又は追加して全日制託児所に2、3日預ける場合に、これについて子の父と話し合い、父がこの部分について世話を引き受ける可能性もある。この場合には、親の配慮の体制や行使に著しい影響を有しており、子の利益と福祉に適った他の可能性も存在することから、父が意見を述べることには意義がある。もともと、母が職業活動を開始するために子を他人の世話を委ねることを父が妨げることで済むというのでは、子の福祉にも適わないものであり、認められない⁴⁵。

(ii) 父母の他方への到達不可能

父母の一方は、理性的な費用では他方に到達し得ない場合に、単独で決定することが許される（民法301条1項bis第2号）。例えば、父母の他方が行き先や電話番号を知らせずに旅行に出ている場合がこれにあたる。

(4) 居所指定権

子とその父母の居所の変更について、2014年改正では、居所指定権を監護から切り離し、親の配慮が子の居所を定める権利を含むことを新たに明文で定めている（民法301条a）。

共同の親の配慮を有する父母は、どこで、父母のどちらのもとで子が生活するのかを共同で決定する⁴⁶。

居所に関連する父母の取決めは、主として子を世話する父母の一方が転居を望む場合にのみ必要なのではない。父母の他方も、親の配慮の保障に著しい影響を有しない場合にのみ、取決めなしに居所を変更することが許される。これらの場合においても、子と父母の他方が、既成事実を突きつけられる事態を避けることが大切であるとされる。

父母が自らと子がどこで生活するかについて合意できない場合に、離婚及び婚姻保護の手續継続中における居所変更については、裁判所が決定する（民法315条a）。離婚判決の変更を求める場合も、裁判所が決定することができる。世話と人的交流を新たに定めた上で転居を許可することができるほか、裁判所は、転居を禁じる、子を父母の他方のもとに移す、第三者に移すよう命じることもできるとされる。手續が裁判所に係属していない場合において、離婚後を含め父母が婚姻していないときは、扶養に関する決定を除いて、児童保護官庁が管轄を有する。これらの決定にあたり、子の意見が聴取され、子の福祉が優先される。

子の居所の変更に伴い必要となる場合に、父母は、それまでの親の配慮、監護、人的交

⁴⁵ Bundesamt für Justiz (連邦司法庁), Inkraftsetzung Revision elterliche Sorge, S. 13.

⁴⁶ 旧法のように婚姻保護裁判所 (Eheschzgericht) が父母に共同で親の配慮を委ねて、同時に子の居所の決定について父母の一方に単独で委ねることは、現行法では禁じられる (Botschaft elterliche Sorge, BBl 2011 9083)。

流及び扶養の定めを適切なものに変更する合意をする（民法 301 条 a 第 5 項 1 文）。父母が合意できないときは、裁判所又は児童保護官庁が決定する（同条 5 項 2 文）。

父母の一方が単独で親の配慮を有する父母の一方は、居所指定権も有している。子の居所の変更については、父母の他方に適時に情報提供しなければならない（民法 301 条 a 第 3 項）。

（５） 共同の親の配慮を有する父母の意思が合致しない場合

共同の親の配慮は、父母が子に関する判断を共同で行うことを意味する（例外について、前記本節（３））。合意が破綻すると、父母は裁判所に調停（Vermittlung）を依頼することができる（民法 172 条 1 項）。その際に、裁判所は、婚姻上の共同体を代理する権限を、能力を有しない父母の一方から剥奪することができる（民法 174 条 1 項）。この場合に、父母の他方は、子について重要な判断を単独で行う⁴⁷。

婚姻法上の手続（ein eheliches Verfahren）以外では、父母は、児童保護官庁に相談する。しかし、子に関係する問題について合意できない全ての場合に裁判所と児童保護官庁が調整するのではない。官庁又は裁判所による仲裁は、父母間の紛争が同時に子の福祉の危険を意味する場合に限られる（民法 307 条以下による児童保護措置）⁴⁸。官庁の決定は、優先的に子の福祉に対応しなければならず、原則として子からも意見を聴取しなければならない。依頼を受けた官庁は、適切な事案においてメディエーション（後記本章 6.（４））を父母に勧めることができる（裁判所については民訴法 297 条 2 項）⁴⁹。

（６） 裁判所が決める際の判断基準

父母の離婚時に、裁判所は、親の配慮、監護、人的交流、世話の分担、扶養の分担を定めるにあたり、子の福祉にとって重要な全ての事情を考慮する（民法 133 条 2 項 1 文）。

裁判所は、父母の共同での要求（Anspruch）を考慮するとともに、可能な限りで子の考えも考慮する（民法 133 条 2 項 2 文）。

4. ドメスティック・バイオレンス等の事情がある場合の対処

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とする）がある場合には、婚姻保護措置における住居の利用（前記 II. 2）として、暴力を行う夫婦の一方の即時の退去、住居の鍵の引渡し、立入禁止、接触禁止、一定地域の徘徊禁止を裁判所が命じる（民法 28 条 b）。DV に対処する官庁、その手続については、カントン法によって定められる（民法 28 条 b 第 4 項）。

⁴⁷ Botschaft・前掲注 21) 9107 頁

⁴⁸ Botschaft・前掲注 21) 9106 頁

⁴⁹ Bundesamt für Justiz（連邦司法庁）, Inkraftsetzung Revision elterliche Sorge, S. 14.

DV の被害者を保護する措置が特に緊急性を有する場合には、裁判所に超暫定的申立て (ein superprovisorisches Begehren) が行われる。この際に、裁判所は、加害者である相手方から事前に意見を聴取することなしに、即時の効果を有する仮処分の命令を決定する。加害者からの意見聴取は、事後的に行われる。

DV からの保護のための超暫定的措置は、申立てを行う当事者の一方又は子が深刻な暴力又は脅迫の直接の危険にさらされており、特に緊急に定めを要する場合にのみ、裁判所は行うことができる。当事者が単に主張するだけでは足りず、証明資料を提出する、又は自ら述べたことを裏付ける間接証拠を示さなければならない⁵⁰。DV にかかわる子の態度及び外見については教師及び託児所長からの報告が提出される。

2004 年の改正により、婚姻及び家族における暴力について、繰り返される暴力行為、いかなる形での身体への傷害は、職権によって訴追される (刑法 123 条、126 条)。これらの事案においては、婚姻保護及び離婚の手続を行う裁判所は、被害者が処罰を求めているか否かにかかわらず、告発する。

親の配慮との関連においては、2014 年改正により、児童保護官庁が親の配慮を剥奪する理由の一つとして父母の暴力が明文で示された (民法 311 条 1 項 1 号)。ここでの暴力は、子に対して直接にふるわれる暴力のみならず、父母の一方から他方に対する暴力 (DV) で子が間接的に影響を受ける場合も含まれる。

5. 老齢年金及び遺族年金における養育勘定

老齢年金の給付額は、就労所得と保険料納付期間により定まる。父母の一方が子の世話のために職業活動を制限されている場合には、所得がない又は減少することにより、年金給付額が減少することになる。そこで、老齢及び遺族年金政令 (Verordnung über Alters-Hinterlassenenversicherung ; AHVV) では、所得の減少を保障するために、養育勘定 (Erziehungsgutschrift) という制度を採用している。養育勘定は、金銭給付ではなく、年金額算定の際に考慮される仮定の所得である。最低年金の 3 倍の額まで積み立てられ、保険料納付期間で分割した上で、平均就労所得に加算される。これにより、16 歳未満の子を世話する者が、実際の所得による計算よりも高い年金額の給付を受けることができる。

婚姻中に累積する夫婦の就労所得と養育勘定は、合計した上で、半分に分割される。離婚後については、旧法では、親の配慮を有する父母の一方 (単独配慮) 又は双方 (共同配慮) について、自動的に養育勘定を算定していた。これは、離婚後の共同配慮を父母が合意しているときにも、世話の分担の合意がなされ、父母双方が子を世話しており、そのために所得活動を制限していると想定していたためである (参照、前記 IV. 2. (1) (ii))。

⁵⁰ 既に暴力又は脅迫が行われ、さらに暴力を受ける危険があることを裁判所に示すために、医師の診断書、加害現場の写真、警察の報告書、暴力保護法による警察の保護処分、当事者及び証人の報告文書、DV シェルター滞在への届出などが提出される。

しかし、現行法では、離婚後も共同の親の配慮が原則となり、親の配慮を有する父母が子の世話をしているとは限らない。そして、共同の親の配慮であっても、父母の一方のみが子の世話のためにその所得活動がされ、老齢及び遺族年金の将来の給付に際して損失を被ることがあり得る。そのため、民法の改正に合わせて、老齢及び遺族年金政令についても養育勘定の規定が改正された。ただし、新制度への準備に期間が必要なため、養育勘定の改正については、2015年1月1日から施行とされた。

裁判所又は児童保護官庁は、共同の親の配慮、監護の帰属、世話の分担について決定する際に、職権により同時に養育勘定の算入についても判断する（老齢及び遺族年金政令 52条 f bis 第1項）。共通の子の世話について大部分を行うことになる父母の一方には、全ての養育勘定が算入される（同2項前段）。例えば、父母の一方 A が共通の子を世話できるためにはその所得活動の大部分を父母の他方 B と比べて制限される場合には、A が世話の大部分をもたらしており、養育勘定は全て A に算入される⁵¹。父母双方が同程度で世話をを行う場合には、半分ずつ算入される（同2項後段）。

後に父母が世話の分担方法を合意により変更する場合には、養育勘定についても、変更することができる。その際に、父母の一方に全てを算入すること又は父母それぞれに半分ずつ算入することを、官庁の協力なしに、文書により合意することができる（同条4項）。この場合に、必ずしも、世話の状況に合わせなくともよいとされる。

6. 制度に伴って必要となる司法手続の概要

(1) 司法と行政の割り振り

2014年改正では、子の利益についての判断の管轄を簡素化し、明確にすることが目指された。全ての紛争事案を裁判所が扱うという案は、裁判所の管轄の拡大が近年の立法の方向性と矛盾することから、草案段階で放棄された。現在では、裁判所のほかに、以前の後見官庁に代わり児童保護官庁（後記本節（3））が、親の配慮、人的交流などについての管轄を有している。

裁判所は、親の配慮の定めについて婚姻保護及び離婚手続において問題が生じている場合に管轄を有する。例えば、離婚時の親の配慮の定め、監護、人的交流については、裁判所が管轄を有する（民法 133 条 1 項）。また、親の配慮、監護、扶養契約について父母が合意できない場合にも管轄を有する（民法 134 条 3 項 2 文）。必要な専門知識を備えた家庭裁判所を設置することは、カントンの裁量に委ねられている。

児童保護官庁は、父母が合意している場合に、親の配慮及び監護の新たな定め、扶養契約の許可について管轄を有する（民法 134 条 3 項 1 文）。親の配慮など関連する他の事項

⁵¹ Informationsstelle AHV / IV, Erziehungsgutschriften, <https://www.ahv-iv.ch/p/1.07.d>, S. 3

が裁判所に手続が継続していない限り、人的交流については、児童保護官庁が管轄を有する（後記 V. 6）。

（２） 裁判所の管轄・手続

連邦民訴法に別段の定めがない限り、カントン法が、裁判所の事物管轄及び職分管轄について定める（民訴法 4 条 1 項）。そのため、離婚訴訟を管轄する裁判所は、カントンにより異なる。

（３） 児童保護官庁

2013 年 1 月 1 日に施行された児童及び成人保護法により、スイスの成年後見制度が新たに構築されるとともに、後見官庁（Vormundschaftsbehörde）は廃止され、児童成人保護官庁（Kindes - und Erwachsenenschutzbehörde；KESB）が設立された。児童成人保護官庁は、成年後見（Erwachsenenschutz、民法 360 条以下）の専門機関であるとともに（民法 440 条 1 項 1 文）、児童保護官庁による職務を行う（同条 3 項）。決定について最低 3 人の構成員による（同条 2 項）以外に、機関の構成など詳細については、児童及び成人保護法導入のためのカントン法により定められる。カントンでは、地区ごとに児童成人保護官庁を設置している⁵²。

民法典において、子に関する事件を扱う場合には「児童保護官庁（Kindeschutzbehörde）」、成年後見に関する事件を扱う場合には「成人保護官庁（Erwachsenenschutzbehörde）」と表記されている。

民法典に定められている児童保護官庁の職務などは後記【資料 2】を参照。

（４） メディエーション

スイスにおいては、調停人（Friedensrichter, Vermittler）による調停手続（Schlichtungsverfahren）が 200 年の歴史をもっている⁵³。調停手続では、離婚手続のほか、略式手続（summarische Verfahren）、身分登録（Personenstand）に関する手続、強制執行及び破産法による手続の一部などが対象となる（民訴法 198 条）。

2011 年からは、当事者は、国家的な調停手続か、私的なメディエーションかの選択を行うことができる。

メディエーションに適した事件として、婚姻・家族・親子に関する事項のほかにも、相続、金銭債権、賃貸借・相隣関係、学校・職場の問題などがある。

⁵² 例えば、カントン・チューリッヒでは 13 カ所、カントン・バーゼルラントシャフトでは 6 カ所が設置されている。カントン・アールガウでは、地区裁判所の家庭裁判所（Familiengericht）が、児童成人保護官庁として活動している（カントン・アールガウのスイス民法典及びパートナーシップ法施行法（Einführungsgesetz zum Schweizerischen Zivilgesetzbuch und Partnerschaftsgesetz（EG ZGB）59 条 1 項））。

⁵³ 調停人の団体については、スイス調停人連合（Schweizerischer Verband der Friedensrichter und Vermittler）のウェブサイトを参照。<http://www.svfv.ch/links.html>

メディエーションは、調停の形で、当事者の任意で、公的ではない手続として、裁判上の手続の代替として行うことができるものである。訓練を受けた特別の第三者であるメディエーターに決定権限はなく、当事者が紛争について納得のいく解決に自らに達するための支援を行う。裁判上の手続とは異なり、メディエーションでは、当事者間の紛争を全体的に明らかにすることができる。また、問題を、法的観点からのみではなく、その他の視点から考慮することもできる。当事者双方の利益を考慮した、双方のための最善の解決策を探ることが中心となる。

メディエーションは、全当事者の申立てにより、調停手続の代わりに行うことができる。当事者全てが、メディエーションを行うことについて合意していなければならない。裁判手続が継続している場合には、当事者全員は、いつでも裁判官に対してメディエーションを申し立てることができる。また、裁判所も、当事者にメディエーションをいつでも推薦することができる。これは、当事者を拘束するものではない。また、婚姻法上の手続において子の利益が問題となる場合には、裁判所は、メディエーションを試みることを父母に促す。子の保護が問題となる場合には、裁判所は、メディエーションを命じ、これは父母を拘束する。

メディエーターは、裁判により任命されるのではなく、当事者が自由に選択することができる。メディエーターの選択にあたり、メディエーション連合 (Mediationsverbände) を始めとする各種団体のウェブサイトが参照されている。

メディエーションと裁判手続は互いに独立しており、メディエーションの継続中は、裁判手続は停止する。当事者がメディエーションにおいて解決に至ったならば、調停手続又は裁判手続は終了する。一部の解決のみの場合には、残りの部分について裁判手続が継続する。メディエーターは、裁判手続及び裁判上の決定には関与しない。

費用は、当事者が、通常は折半して負担する。メディエーターへの報酬は、時給又は日給で計算される。当事者がメディエーターとあらかじめ合意文書を作成しておくことが薦められている。費用の一部を、権利保護保険 (Rechtsschutzversicherung) により負担することもできる。

監護及び親の配慮の割り当て、訪問権、情報提供請求権など財産法的な性質を有さない親子法上の事務に関しては、必要な費用を負担できる経済状況になく、裁判所がメディエーションの実行を勧めている場合に、当事者は、無償のメディエーションを請求する。

V. 離婚後の親子の人的交流

1. 離婚後の共同配慮と人的交流の関係

人的交流 (persönlicher Verkehr) への請求権は、判例によれば、父母の一般的人格権から導き出される。親の配慮から生じるのではなく、親子関係の効果によって発生する。

また、人的交流権は、ヨーロッパ人権条約 8 条による家族生活の尊重の一部として保障される。

人的交流には、実際に父母の一方と子が会うという訪問 (Besuch) のほかに、手紙や電話でのやりとり、インターネットでのやりとりも含まれる。

民法 273 条から 275 条までの人的交流の規定は、2000 年から施行された離婚法改正によって現在の形となっている。この改正により、いわゆる義務権 (Pflichtrecht) であることが明確にされた。それに対して、子からの人的交流の請求権を強制的に実行可能な形で法律に定めることは断念された。それでも、権限を有する父母の一方が訪問権を行使しなければ、間接的に制裁を受けることがある。

子の側から見た人的交流の目的は、父母双方と定期的に人的なコンタクトを有することである。それにより、子のアイデンティティーの探求を促すとともに、配慮又は監護を有しない父母の他方を理想化すること、悪人と思うことを妨げるものとされる。

配慮又は監護を有しない父母の一方及び子は、適切な人的交流 (persönlicher Verkehr) への請求権を相互に有する (民法 273 条 1 項)。

人的交流が問題となる主たる事案として次の三つがある。

- 1) 婚姻している父母が共同の家政を廃止した場合、事実上の別居の場合。民法 176 条 3 項による親子関係の効果の規定による必要な措置として。
- 2) 父母が離婚し、監護を父母の一方が有している場合 (民法 133 条 1 項)。
- 3) 父が子の母と婚姻しておらず、親の配慮を有せず、子と共同生活していない場合。

離婚後に父母が共同の親の配慮を有する場合にも、子が父母の一方のもとで生活しているときは、この父母の一方が (事実上の) 監護を有し、父母の他方は人的交流の権利を有する。これに対して、日常生活において父母双方が子を世話し、世話の分担について父母が合意している場合には、人的交流は問題とならない。交替居所は、世話の参加における交替監護として、人的交流とは別の枠組みで捉えられている (前記 IV. 3. (1))。

父又は母は、要件を具備する際に管轄の官庁が人的交流の請求権について具体的に定めることを求める法的請求権を有している (民法 273 条 3 項)。官庁による定めのない場合には、人的交流は、親の配慮又は監護を有する父母の一方の意思に反して行使することは許されない (民法 275 条 3 項)。

例えば、婚姻している父母が合意して別居し、その際に子が暫定的に母のもとに居住し、2 週間ごとに週末を父のもとで過ごすという合意を、婚姻保護措置なしに行うならば、人的交流は、官庁の協力なしに行うことができる。その後、別居中に人的交流について父母の争いが生じたときは、父は、人的交流を婚姻保護措置において定めさせる (民法 176 条 3 項)。措置が出されるまで、父は、監護を有する母の同意なく子を連れ出す方法で独断

で人的交流を行使することは許されない⁵⁴。

人的交流について具体的に確定する際に、管轄官庁は、個別事案の具体的事情を考慮しなければならない。中心的な判断基準である子の福祉の観点から内容が決定され、それと相違する親の利益は劣後する。民法 133 条 2 項は、子の福祉にとって重要な事情を全て考慮することを定めている。

子の福祉という判断基準において、子の考えは、中心的な役割を果たす。裁判所は可能な限り考慮しなければならない（民法 133 条 2 項）。これは、裁判所のみならず、管轄官庁にも妥当する。子の意見を聴取して（民訴法 298 条）子の考えを考慮に入れるとともに、それに相応する事実関係を、裁判所又は管轄官庁は、職権で明らかにしなければならない。

子の考えや望みの他に、人的交流権者である父母の一方と子の従来との関係、父母の一方と子の年齢・人格・健康状態、子と父母の一方の生活の中心地との距離などが、人的交流について定めるにあたり考慮される。

そして、人的交流は、一時的ではなく、継続的に定められなければならない。その後事情が本質的に変化したときは、人的交流について新たに定める申立てをすることができる（民法 134 条 1 項）。裁判所が、親の配慮・監護・扶養分担の変更について定めるときは、必要な場合において、人的交流についても新たに定める（民法 134 条 4 項）。その他の場合には、児童保護官庁が、人的交流の変更について定める。

人的交流、とりわけ訪問権について定めるときには、裁判所及び児童保護官庁は、次の 1) ~4) について具体的内容を命じる。

1) 訪問権の期間と間隔

訪問の期間と間隔について父母が合意しており、父母に共通する考えが子の福祉に適うときは、これを考慮に入れる。父母間に争いがあるときは、就学前の子については毎月 1、2 日が適切とされ、就学している子については毎月 1 回の週末と長期休暇中の 2、3 週間が通常とされる。ここでも、カントンや地域の慣行ではなく、子の福祉が中心となる。

2) 時間と場所

いつ、どこで子を引き取り、いつ、どこで子を返すのかを定める。子が自分で権利者のもとに行くことができる年齢であれば、決める必要はない。訪問権は、原則として、訪問権者である父母の一方がいる地域で行使される。ただし、2 歳までの乳幼児については、子の通常の居所において訪問権が行使される。

3) 訪問権行使の費用

交通費などの費用は、原則として訪問権者である父母の一方が負担する。監護を有する父母の他方が遠隔地におり、訪問権の行使が困難な場合には、子の引取りと引渡しの義務と費用は適切に分担するものとされる。

4) 勧告と指図

⁵⁴ Sutter - Somm / Kobel・前掲注 31) Rz. 847.

児童保護官庁は、人的交流の行使又は不行使が子にとって不利な影響を及ぼすとき、又はその他の理由から勧告若しくは指図が必要なときは、父母、里親又は子に勧告し、指図を与えることができる（民法 273 条 1 項）。勧告と指図は、相当なものなければならず、子の福祉と近い関係にあるものでなければならない。

勧告には、例えば、訪問する父母の一方が定められた日と時間内に子を引き取る状態にすること、定められた時間に子を返すことがある。指図には、子の福祉に合致しない一定の活動（例えば、登山旅行やラフティング）を訪問権の範囲内で行うことの禁止、アルコール摂取の禁止、外国への旅行の禁止、文書保管などがある。また、監督下での人的交流として付添い訪問（後記本章 2）を命じることもできる。

官庁による命令を守らない場合には、官庁の処分に対する不服従として過料に処せられる（刑法 292 条）。勧告及び指図を無視する訪問権者については、訪問権が制限又は廃止されることがある（民法 274 条 2 項）。

2. 監督下の人的交流

子の虐待、強度の精神病、子の奪取の危険という子の福祉が危険となる具体的な根拠が存在する場合であっても、訪問権を完全に剥奪するのではなく、子と訪問権者の間の人的交流は監督下で行われる。人的交流の監視には、補佐人（Beistand）が任命され、子が訪問権者である父母の一方と会う際に付き添って監督する（民法 308 条 2 項）。監督下での人的交流は、公立又は私立の青少年補助団体が組織し運営する “points recontres “と呼ばれる、子と訪問権者である父母の一方とが会うために設けられた場所で行われている。

3. 不作為義務

父及び母は、他方と子の関係を害する、又は教育する者の職務を困難とする全てのことをやめなければならない（民法 274 条 1 項）。どのように人的交流を行使するのかということについて、子の福祉と監護者の教育の任務が優先する。例えば、監護を有する父母の一方が子に禁じている活動を子に許すことによって、訪問権者である父母の他方が、父母の一方の教育の任務を困難とすることは許されない。他方において、監護を有する父母の一方が、悪口を吹き込む、訪問権との関係において嫌がらせをすることで、訪問権者である父母の他方と子の関係を損なうことも許されない。

4. 人的交流の執行

人的交流権が妨害された場合に、父母の一方は、原則として、カントン民事訴訟法による執行を請求することができる。しかし、どの範囲において強制執行が許されるのかにつ

いては、判例及び学説でも明らかではないとされる。もっとも、訪問権者である父母の一方が拒絶する他方に対して、訪問権の行使を強制的に実現することがそもそも排除されているのではない。もし排除されるならば、訪問権の実現が父母の他方の恣意に委ねられることになってしまうからである。ただし、判断能力を有する子が明確に表明した意思に反して、訪問権を強制的に実行することは許されない。

2014年改正の試案（Vorentwurf）では、刑法220条（未成年者略取）を改正し、「未成年者を訪問権者に引き渡すことを拒絶する者」についても、居所指定権者（試案では監護権を有する者）から奪取し、又は返還を拒絶する者と同様に、3年までの自由刑又は罰金に処することが提案された。そして、この提案は意見聴取手続において17のカントンと3つの政党から賛成を受けていたが、連邦参事会による草案の段階で刑法改正は削除された。これは、訪問権の争いが激しい感情的な対立を伴っており、刑罰を命じても、紛争の回避と予防に役立たないこと、父母の一方が刑に処されることで子が間接的にも苦しむというおそれがあることを理由とする。また、刑法220条を改正しなくとも、児童保護官庁又は裁判所は、例えば母が子を父に定められた時に定められた場所で引き渡さなければならず、それに反した場合には官庁による処分への不服従（刑法292条）を理由に処罰されることを命じることができる（民訴法343条1項a号）。

5. 人的交流の制限及び消滅

人的交流権は、親子関係に基づくものであり、確定判決による親子関係の解消、子が他人と縁組することによって（民法273条3項）消滅する。

また、人的交流を行う、又は行わないことにより子の福祉が害される場合には、人的交流権が、制限又は剥奪される（民法274条2項）。監督下での人的交流などの措置により人的交流と子の福祉を保障できない場合に命じられる。訪問権を剥奪された場合であっても、父母の他方は、子と手紙のやりとりによりコンタクトを絶やさずにすることは、判例で認められている。そのような場合に、子と父母の一方の居所を他方に知らせない必要があれば、児童保護官庁が、手紙の受け渡しを行うこともある。

その他、父母が義務に反して人的交流権を行使する場合、父母がまじめに子の面倒を見なかった場合、その他重大な理由が存在する場合にも、人的交流権が制限又は剥奪される（民法274条2項）。判例によれば、例えば、子を違法に引き留めた場合、訪問中に子を継続的に第三者の世話に任せていた場合、子に対するネグレクト又は身体的若しくは精神的虐待の場合がある。また、義務違反も、帰責性も存在しない場合であっても、人的交流権の制限又は剥奪は、客観的にみると子の福祉の理由から必要となる場合には、行うことができる。義務違反があるだけでは不十分で、子の福祉への危険が必要な要件である。

6. 管轄

人的交流に関する命令は、子の住所地の児童保護官庁が管轄を有する(民法 275 条 1 項)。子の保護措置(民法 307 条以下)を行う場合には、子の住所地の児童保護官庁が管轄を有する(民法 275 条 1 項)。

裁判所が離婚、婚姻共同体の保護に関する規定に従って親の配慮、監護、養育費分担を定めるときは、人的交流についても定める(民法 275 条 2 項)。

父及び母による請求についての命令がない場合には、人的交流は、親の配慮又は監護を有する者の意思に反して行使してはならない(民法 275 条 3 項)。

VI. 養育費

父母は、子の扶養について費用を負担する(民法 276 条 1 項)。扶養は、養育及び教育によって給付され、父母の監護のもとにない子については現金給付による(民法 276 条 2 項)。離婚後は、親の配慮ではなく、監護を有するか否かによって、扶養の給付方法が異なる。つまり、扶養(Unterhalt)としては離婚後も配慮を有するか否かにかかわらず父母双方が義務を負い、現金給付である養育費については監護を有しない父母の一方が負うこととなる。監護を有する父母の一方は、養育及び教育をすることで扶養義務を履行する。

離婚を共同で申し立てる場合において、父母が養育費について合意しているときには、養育費契約書(Unterhaltsverträge)を提出する。養育費契約書は、児童保護官庁の許可を得なければ、子に対して拘束力を有しない(民法 287 条 1 項)。

離婚時に父母の合意がない場合には、養育費について裁判所が定める(民法 133 条 1 項)。

扶養寄与(Unterhaltsbeiträge)の請求権は子に帰属し、未成年の子についてはその法定代理人又は監護を有する者に履行する(民法 289 条 1 項)。子は、父若しくは母又は双方に対して、将来及び訴え提起まで1年分の扶養の給付を訴えることができる(民法 279 条)。

養育費は、子の需要並びに父母の生活状況及び給付能力に相応しなければならず、そのほかに子の財産及び所得、監護権者ではない父母の一方による子の世話の分担が考慮される(民法 285 条 1 項)。

VII. 子連れ別居等、一方の親による子の連れ去りに関する法規制

1. 転居の制限

父母の引越や移動の自由(連邦憲法第 24 条)は、共同の親の配慮により妨げられない。居所指定権に関する民法 301 条 a も、父母の一方に転居を禁じることを目的とはしていない。しかし、それは新たな居所が親の配慮の実行に著しい影響を及ぼさない場合に限られ

る。

父母の一方が単独で、又は子と共に転居を望む場合には、まず原則として、父母双方の合意により決定される。これは、父母の一方がその居所を他方の了解なしに変更し、それが既成事実として父母の他方と子に突きつけられることを防ぐことを目的とする。

特に、父母の一方又は子の居所の変更が父母の他方による親の配慮の行使に著しい影響を有するときには、父母の他方の同意が必要となる（民法 301 条 a 第 2 項 b 号）。著しい影響は、父母の一方による親の配慮の行使と他方による人的交流の双方に及ぶものでなければならないと法律の文言からは読めるが、その一方への影響でも正当化されると考えられている。現在のスイスにおけるコミュニケーション手段の状況からすると、スイス国内での子の連れ去りによって親の配慮の行使に著しい影響を及ぼすことを証明するのは、実際には困難であるとされる。それに対して、人的交流に対する著しい影響は、子の年齢、健康、交流手段、交通費など客観的視点を考慮して、個別事案ごとに判断することができる。転居による距離だけではなく、重要な要素全てを考慮しなければならない。

父母の一方による居所の変更が他方の親の配慮の保障に著しい影響を有しない事案については、父母の他方の同意が必要とされていない。例えば、父母が同じ市町村（Gemeinde）に居住しないが、引越によって距離があまり離れない、又は短縮される場合も含まれる。

2. 子の連れ去り

未成年者を居所指定権を有する者から略取した者、又はその返還を妨害した者は、告訴により、3 年までの自由刑又は罰金刑に処される（刑法 220 条）。

父母の一方が居所を外国に移す場合には、親の配慮の保障に著しい影響を与えない場合であっても、父母の他方の同意を必要とする（民法 301 条 a 第 2 項 a 号）。これは、外国への移住により、その国の裁判管轄権が及び、スイスで行われた親の配慮に関する定めを実行することが困難となることが考慮されている。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約の締約国又はヨーロッパ配慮協定の締約国に父母の一方が子の住所を独断で移転する場合には、父母の他方は、子の返還手続を行うことができる。

【資料 1】 離婚時に夫婦が合意すべき事項⁵⁵

- 1) 共通の子に関する親の配慮の割り当て (Zuteilung) (民法 133 条)
- 2) 他方の訪問権、又は監護及び世話参加の定め (民法 133 条)
- 3) 休暇中の訪問権又は世話の定め (民法 133 条)
- 4) 養育費の分担 (民法 133 条)
- 5) 配偶者への離婚後扶養 (民法 125 条)
- 6) 扶養の分担を物価の上昇に合わせるか否か、どのように合わせるのか。現時点での物価の基準を決めるにあたり、連邦統計局による消費者物価指数⁵⁶を参考とする。
- 7) 婚姻住居をどのようにするのか、誰が住居に留まり、誰が引っ越すのか、そしていつまでか。
賃貸借契約は譲渡しなければならないのか、居住権を設定しなければならないのか。(民法 121 条)
- 8) 夫婦財産制の清算
 - ・預金、有価証券など
 - ・不動産の配分
 - ・家具と家財の分割
 - ・自動車の帰属
 - ・誰がローン(とりわけ抵当権)、その他の債務を引き受けるのか。
 - ・企業年金(Pensionskasse)の事前受給(Vorbezüge)
 - ・老齢年金、遺族年金におけるいわゆる 3 本の柱システムにおける第三の柱(個人年金)への貯蓄の分割
 - ・生命保険
- 9) 納付されていない税金を誰が支払うのか。
- 10) 企業年金(年金共済金庫)(民法 122~124 条)。(婚姻離別(Ehetrennung)の手続では省略)
- 11) 子について共同の配慮の場合には、特に公的老齢・遺族年金保険(AHV)の養育勘定(Erziehungsgutschrift)の割り当てを定めておかなければならない。
- 12) 裁判費用、裁判手続のための相互の補償
- 13) 残金清算条項(Saldoklausel)。この合意の履行により、当事者双方は、婚姻法及び夫婦財産法において完全に話し合いがついている旨の条項。

⁵⁵ カントン・チューリッヒの裁判所が出している資料を基にした。

http://www.gerichte-zh.ch/fileadmin/user_upload/Dokumente/Themen/Ehe_und_Familie/Formulare_und_Merkblaetter/C_Scheidungskonvention.pdf

⁵⁶ スイス統計局ウェブサイト

<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/05/02.html>

さらに、扶養分担について合意するときは、以下の点を確定しなければならない（民法 143 条）

14) 合意の経済的基礎（申立人双方の所得、財産、債務）

15) 必要費の一覧表（家賃、健康保険、職業上の出費、保険料、扶養分担額、子の学費、家族構成員の医療費又は介護費用など）。食費、衣料費、洗濯費、身体衛生及び健康管理のための費用は除かれる。

【資料 2】 民法典に定められている児童保護官庁の職務

親の配慮について

- ・ 離婚後に事情変更を理由に子の福祉により示されている場合には、親の配慮を有するものについて新たに定める申立てを行う（民法 134 条 1 項）。
- ・ 父母が合意しているときは、事情変更による親の配慮若しくは監護についての新たな定め、又は扶養契約の許可について管轄を有する（民法 134 条 3 項）。
- ・ 単独で親の配慮を有する父母の一方が死亡したときに、親の配慮を生存する他方に委ねるか、未成年後見を開始するかの判断（民法 297 条 2 項）。
- ・ 離婚後に父母の双方に親の配慮が委ねられない場合の、未成年後見人の選任（民法 298 条 3 項）。
- ・ 補佐に服する父母の一方について補佐が終了した場合に、親の配慮を付与する旨の決定（民法 296 条 3 項）。
- ・ 共同の親の配慮の際に、父母の一方が外国などに居所を変更する際の許可（民法 301 条 a 第 2 項）。
- ・ 子の居所の変更に際する親の配慮、監護、人的交流及び養育費分担について父母が合意できない場合に決定する（民法 301 条 a 第 5 項）。

人的交流について

- ・ 人的交流に関する命令（民法 275 条 1 項）。
- ・ 人的交流についての勧告と指図（民法 273 条 2 項）

養育費について

- ・ 養育費契約は、児童保護官庁の許可により子に対して拘束力を有する（民法 287 条 1 項）。
- ・ 養育費についての示談の許可（民法 288 条 2 項 1 号）。
- ・ 養育費を義務者が履行しないときに、権利者の申請により、扶養請求権の執行の際に適切な方法で通常は無償で支援する（民法 131 条 1 項、290 条）。

子の財産の管理について

- ・ 父母と子が利益相反する事務について、補佐人（Beistand）の選任、又は事務についての定め（民法 306 条 2 項）。
- ・ 財産管理が十分に保障されない場合に、子の財産の保護のために適切な措置を行う（民法 324 条 1 項）。子の財産への危険が避けられない場合には、財産管理を補佐人に委ねる（民法 325 条）。
- ・ 共同で親の配慮を諷する父母の一方が死亡した場合に、他方により調製された子の財産目録の提出を受ける、又はそれに代わる定期的な会計報告を命じる（民法 318 条）。被相続人が第三者に管理を委ねた財産については、第三者から定期的な会計報告を促す（民法 322 条 2 項）。
- ・ 養育費、教育費について争いがある場合に、必要であれば、定められた額で子の財産を利用することを許可する（民法 320 条 2 項）。

子の保護措置

- ・ 親の配慮の剥奪（民法 311 条 1 項、312 条）。
- ・ 子の福祉が危険となり、父母がそれに対策する状況にない場合における子の保護のための適切な措置（民法 307 条）。里子に出すこと、又は父母の住居共同体外での生活について子に対して義務を負う。
- ・ 必要な場合に、子のために補佐人（Beistand）を選任する（民法 308 条 1 項）。
- ・ 子への危険が避けられない場合に、父母又は第三者から子を引き取り、適切な方法で収容する（民法 310 条 1 項）。子が共同の家政において生活することが期待できないほど親子関係が破綻している場合には、父母又は子からの申立てによる（同条 2 項）。
- ・ 長期間にわたり里子になっている子について、実親からの返還の拒絶（民法 310 条 3 項）。
- ・ 子の保護措置を命じる（民法 315 条 1 項）。裁判所が保護措置を行う場合にはその執行（民法 315 条 a 第 1 項）。
- ・ 裁判所が管轄を有する場合に以外における子の帰属と子の保護の命令の変更（民法 315 条 b 第 2 項）。
- ・ 子の保護措置の手續において、父母にメディエーションを勧める（民法 314 条 2 項）。また、子から意見を聴取する（民法 314 条 a 第 1 項）。
- ・ 子の保護措置において、必要な場合に、補佐人に子の代理を命じる（民法 314 条 a bis）

婚姻していない父母の配慮

- ・ 共同の親の配慮について婚姻していない父母に対して認知前に行う助言（民法 298 条 a 第 3 項）。

- ・ 認知後に婚姻していない父母が共同の親の配慮を宣言の受付（民法 298 条 a 第 4 項）。
- ・ 婚姻していない父母の一方が共同の親の配慮を拒絶する際に、他方からの申立てにより、共同配慮化単独配慮かを判断する。その際に、扶養給付の訴えを除く、その他の事項について決定する（民法 298 条 b）。
- ・ 婚姻していない父母が有する親の配慮について、事情変更の際に、職権で定める（民法 298 条 d 第 1 項）。

縁組、里子及び未成年後見

- ・ 縁組について。未成年被後見人を養子とする縁組に手続について許可（民法 265 条 3 項）、父母の同意の提出先（民法 265 条 a 第 2 項）、父母の一方の同意の代行（民法 265 条 d 第 1 項）。
- ・ 子が親の配慮に服さない場合に、未成年後見人を選任する（民法 327 条 a）。
- ・ 里子の許可（民法 316 条 1 項）。
- ・ 相続人である胎児について、利益の保障のために必要な場合に、補佐を開始する（民法 544 条）。
- ・ 未成年被後見人の住所（Wohnsitz）が、児童保護官庁の住所となる（民法 25 条 2 項）。